

停車場ニ於テハ夜間タリトモ搜索ヲ爲スコトヲ得

鐵道ノ通行ヲ監督ス可キ權アル稅官ハ其長官ヨリ定メタル地方ニ於テハ往復共無賃ニテ二等ノ汽車ニ乗ルコトヲ得

又其車ニ附添ヘル稅官ハ無賃ニテ之ヲ運送ス可シ歸路ハ當人ノ望ミニ任セ中等ノ汽車ヲ供ス可シ(行キニハ荷物ニ附添ニ行クモノナリ)

第六十一條 (㊦物品輸入) 鐵道ニ因テ國境ヲ越ユル物品ノ取扱方

國境ヲ越ユル^キ旅人車又ハ荷物車ニシテ他ノ車ノ内ニ稅ヲ拂フ可キ物品又ハ輸入ヲ禁シタル物ヲ積込ムコトヲ禁ス

但旅人携帶ノ手提ケ並ニ手提ケノ内ニ入ル、收稅ノ物品及ヒ鐵道ニ因テ運送シタル旅人ノ馬車内ニ在ル荷物ハ此限ニ在ラス

蒸氣器械車及ヒ之ニ屬スル石炭車中ニハ鐵道ノ官吏又ハ職人ノ途

中自用又ハ職務上ノ用ニ供スル物ニ非サレハ積込ムコトヲ得ス又聯車及ヒ蒸氣器械車石炭車ニハ荷物ヲ蔽クシ得可キ場所ヲ設ク可カラス

第六十二條 凡テ以下ノ條々ニ從テ檢査ヲ受ク可キ荷物ハ稅關ヨリ

發シタル規則ニ從ヒ已ニ外國ヨリ堅固ナル容易ニ開閉スヘカラサル荷物車(荷物ヲ積込ム車四方ヲ圍ツテ錠付ノ戸アル車)又ハ荷物ノ上下ヲ爲スコトヲ得ル車内ニ積込ム可シ

第六十三條 (一般ノ報道) 又ハ積荷ノ概表トモ云フ) 汽車ノ國境稅

關ノ停車場ニ到着シタル後其附添役人又ハ其他ノ役人ハ直チニ荷物概表ニ通ヲ作り之ヲ稅關ニ差出ス可シ其一通ニハ概表ニ掲ケタ

ル荷物送状ヲ添ヘテ差出ス可シ

荷物概表ニハ各荷物ノ品名詰メ方記號番號總目方荷物ノ全數及ヒ
検査ヲ受ク可キ税關ヲ掲ク可シ又概表ニハ荷物ヲ積ミタル車又ハ
上ケ下ケヲ爲シ得ル車ノ記號番號又ハ「アルハベツト」ヲ記ス可シ
各荷物概表ニハ通常同一ノ検査地方ニ差向ク可キ荷物ノミヲ記載
ス可シ

第六十四條 (積込ミタル儘通行スル車ノ検査)前條ノ手續ヲ爲シタ
ル後税關ヨリ其車ニ封印ヲ爲ス可シ(第九十四條ヨリ第九十六條
マテ)瀛車附添役人ハ荷物概表ニ手署シ其概表ニ掲ケタル車等ヲ
一定ノ期限内ニ毫モ變スルコナク又封印ヲ破ルコナクシテ検査官
ニ差示ス可ク若シ之ニ背キタルハ概表ニ掲ケタル物品目方ノ最

高ノ税ヲ拂フ可キ義務ヲ負フ可シ

且税關ハ荷物概表荷物送状又ハ車ヲ鎖シタル鍵ヲ封シテ検査官宛
ノ名ヲ記シ之レニ差添状ヲ付シテ汽車附添役人ニ交付シ検査官ニ
差出サシム可シ若シ鍵ヲ差出スコトヲ怠リタルカ又ハ鍵ノ封印ヲ破
リタルハ汽車附添役人ハ其鍵ノ屬スル車ノ封印ヲ破リタルト同
一ノ責ヲ負フ可シ

第六十五條 (積替積卸ノコト)鐵道所有者ノ申立ニ因テハ管轄税關ノ
監督ヲ受ケ且税關ヨリ定メタル約束ヲ以テ途中ニテ荷物ヲ詰替ヘ
又ハ其一部ヲ卸スコトヲ得

鐵道ノ船マテ達スル港ニ於テハ前項ノ約束ヲ以テ荷物ヲ汽車ヨリ
船中ニ積替又ハ船ヨリシテ汽車ニ積替フルコトヲ得

封印ヲ取り又ハ荷物ヲ積替積卸シ又ハ新タニ封印ヲ付クルハ差添狀ニ之ヲ證ス可シ

第六十六條 (差向ケ地方ニ於テ爲ス検査詳細報道若クハ検査) 汽車ノ差向ケ地方ニ到着シタル後直チニ車及ヒ上ケ下ケヲ爲シ得ル車ヲ検査官ニ示ス可シ検査官ハ其封印ト其外形ヲ検査ス可シ又税關ヨリ定ム可キ期限内ニ検査ニ必要ナル物品ノ員數ト種類ヲ第二十二條以下ニ從テ詳細ニ報道ス可シ但第二十七條ニ從テ検査ヲ申出タルハ此限ニ在ラス
無税ノ物品ハ荷物概表ニ因リ詳細ノ報道ナクシテ之ヲ検査スルコトヲ得

荷物概表ニ手署シタル鐵道ノ役人ハ其概表ニ掲ケタル荷物ノ種類

及ヒ員數ニ付キ其實メヲ負フ可シ検査ノ詳細ニ報道シタル目方ニ相違アルハ第三十九條ニ掲ケタル範圍内ナレハ其罰ヲ科セス
検査シ及ヒ税ヲ課スル目方ニ付テハ第四十七條ノ末項ニ從フ可シ

鐵道所有者ノ申立ニ因テハ又其荷物概表ヲ他ノ管轄官ニ廻送シテ検査ノ手續ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十七條 運送中ニ消盡腐敗破壊シタル物品ニ付テハ第四十八條ニ從フ可シ

第六十八條 検査ニ付テハ第三十九條ヨリ第五十一條マテノ規則ニ從フ可シ

第六十九條 (ニ)海陸運送中鐵道ニ因テ運送ス可キ物品ヲ國境税關

ニ於テ取扱フコト外國ヨリ輸入シタル物品ヲ鐵道ニテ輕便ナル檢査ヲ受ケントスルルハ荷物運送人ヨリ荷物運送狀ヲ國境稅關ニ差出ス可シ國境稅關ハ其荷物ヲ監督ス可シ汽車ニ積込前ニ鐵道ノ役人ハ第六十三條ニ從ヒ荷物ノ概表ヲ作ル可シ

其荷物ヲ積込ニハ監督ヲ受ケ荷物ト概表トヲ比照シテ積込ム可シ
其他第六十四條ヨリ第六十八條マテノ手續ニ從フ可シ

第七十條 (○物品ノ經過)鐵道ニ因テ直ニ經過スル荷物ハ送狀及ヒ荷物概表ヲ添へ且封印ヲ付シテ(第六十三條第六十四條)通行セシム可シ輸出スル所ノ稅關ハ通常其封印ヲ檢査破析シ其境ヲ出タルコトヲ證スルヲ以テ足レリトス鐵道線路ノ國境ニ止ル所ニ於テハ其荷物ト概表ヲ比照シテ其荷物ヲ御サシム可シ

連邦内僅近ナル里數ヲ鐵道ニ因テ經過スルニハ上等會計官ヨリシテ以上ノ手續ヨリハ仍ホ輕便ナル手續ヲ爲サシムルコトヲ得

第七十一條 (◎物品ノ輸出)輸出稅ヲ拂フ可キ荷物ハ稅關ニ其稅ヲ拂フカ又ハ其保證ヲ爲スマテハ積込ムコトヲ得ス若シ國內ニ於テ其稅ヲ拂ヒタルルハ國內稅關ハ其荷物又ハ車ニ封印シテ直チニ外國ニ運送セシムルコトヲ得但國境稅關ハ其封印ヲ檢査シテ破拆ス可シ輸出ヲ證ス可キ物品ニ付テハ第五十六條ノ規則ニ從フ可シ

第七十二條 國境稅關ニ於テ前數條ノ規則ニ從テ檢査ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ第三十九條ヨリ第五十一條マテノ規則ニ從テ檢査ス可シ例ヘハ天災其他ノ變ニ因ルルカ又ハ物品ノ詳細ニ掲ケサル場合ニハ此第七ノ部ニ之ナシ其場合ニハ第六ノ部ニ掲ケタル各條ニ從フヘシニ重ニ茲ニ其場合ヲ各條ニ定ムルコトヲ省ク爲メナリ

第七十三條 (六)鐵道運送ノ取扱方規則(鐵道ニ因テ運送スル荷物取扱ノ詳細ハ別ニ規則ヲ發シテ之ヲ定ム可シ

第八 海洋ニ因テ物品ヲ輸出入スル規則

第七十四條 (一)輸入届出所ニ届出ルコト(海口ニ届出所ヲ設ケタル所

ニ於テハ船長ハ其届出所ニ届出テ荷物ニ關スル一切ノ書類ヲ差出ス可シ又船長ハ直チニ船内ノ荷物積置場又ハ隱藏ス可キ場所アル_ルハ其場所ノ報道書ヲ作り之ニ手署シテ届出所ニ差出ス可キ義務アリ又其検査役ニ此等ノ場所ノ實地検査ヲ爲サシムルノ義務アリ」
荷物ニ關スル書類ハ船長ノ面前ニ於テ之ヲ封印シ國境税關ノ宛名ヲ記シ差添人ヲ附ケタル_ルハ之ヲ其差添人ニ交付シ差添人ヲ附ケサル_ルハ船長ニ交付シテ税關ニ差出サシム可シ

第七十五條 (國境税關ノ手續一般ノ報道)國境税關ニ於テ荷物ヲ揚

クルニハ船長ハ遅クモ到着後二十四時間内ニ税關ニ一般ノ報道ヲ爲ス可シ其報道ニハ船名及ヒ船長ノ氏名船ノ屬スル國名及ヒ噸數荷物ヲ積込タル各港ノ名荷物受取人ノ氏名積込物品ノ種類又詰荷ニシタルモノハ以上ノ外ニ詰荷ノ員數詰メ方番號ヲ記載シ若シ船中ノ荷物積置場ノ外ニ荷物ヲ積込ミタル_ルハ其荷物又ハ物品ヲ別ニ記載ス可シ又其報道書ニハ是等ヲ記載シタル_ルノ確實ナル_ルヲ證シ且船長又ハ其代理人ノ手署ヲ要ス可シ

第七十六條 船長ハ其荷物ノ種類員數ニ付キ其報道ノ正實ナル_ルヲ併ニ報道シタル積荷ノ外ニハ物品ノナキ_{コト}ノ責ヲ負フ可シ
物品ノ種類ハ船長ノ知り得ルマ、ヲ報道書ニ記ス可シ若シ其荷物

中ノ物種ヲ知ラサルハ報道書ニ知ラサルコトヲ記ス可シ

第七十七條 (船中荷物積置場及ヒ隱藏ス可キ場所ノ報道) 船長ハ一般ノ報道ノ外ニ荷物積置場及ヒ隱藏ス可キ場所ノ報道ヲ爲スヘシ但届出所ニ届出タルハ此限ニ在ラス(第七十四條)

第七十八條 (船舶附屬品ノ目錄) 一般ノ報道ト共ニ船内乗込人及ヒ船舶ノ用ニ供スル飲食物其他ノ用意物乗込人ノ自用物及ヒ船舶ニ屬スル財産ノ報道書ヲ添ヘテ差出ス可シ其用意物ノ目方ハ大略ヲ記スルヲ得

到著シタル港ヨリ再ヒ出帆スルマテ監督ニ付スル船舶ハ前項ノ報道書ヲ差出スニ及ハス

第七十九條 (陸地又ハ他ノ船舶ト交通ヲ禁スルコト) 税關ヨリシテ假

檢査(第八十條)ヲ爲ス以前ハ税關ヨリノ許可ナクシテハ埠頭ニ其船舶ヲ著ケ又ハ陸地又ハ他ノ船舶ト交通スルコトヲ許サス

税關ハ船舶ノ到著シタル後直チニ其官吏ヲ船舶ニ出張セシムルノ權アリ

第八十條 (假檢査ノコト) 一般ノ報道及ヒ荷物積置場及ヒ船舶ノ附屬物ノ報道ヲ爲シタル後ハ其船舶ノ假檢査ヲ爲ス可シ同時ニ飲食物ノ用意物什器財産乗込人ノ日用物旅人ノ荷物ヲ詳細ニ檢査ス可シ但送狀ヲ受ク可キコトヲ申出タルハ此限ニアラス
然ル後船舶ノ荷物積置場及ヒ甲板上ノ物品ニ封印ヲ付クルカ(第九十四條ヨリ第九十六條マテ)又ハ監督官ヲ付ス可シ
飲食物ハ船舶停泊中乗込人ノ日用ニ供ス可キ分ハ其稅ヲ課セス又

監督ヲ付セス然レモ其日用ニ越ユル分ハ税ヲ課スルカ又ハ船長ノ申立ニ因リ封印ヲ付ク可シ

第八十一條 (詳細ノ報道検査) 税關ヨリ其地方ニ因リ定メタル期限内ニ荷物運送人又ハ受取人ヨリ税關ニ詳細 報道(第二十二條以下)ヲ爲ス可シ但第二十七條ニ從テ検査ヲ申出タルモ此限ニ在ラス

報道及ヒ検査ニ付テハ第二十九條及ヒ第三十九條ヨリ第五十一條マテノ規則ニ從フ可シ
報道シタル目方ニ差違アルモハ上等會計官ノ指令ニ從ヒ各荷物ノ目方ニ付キ又ハ一纏メニ検査シタル同名ノ荷物ニ付キ目方百分ノ二十マテハ其罰ヲ免スルコトヲ得

第八十二條 (難船ニ因テ破損シタル荷物) 連邦ノ海岸ニ於テ難船シタル船ヨリ救済シタル荷物ヲ公賣シタルモハ關係者ノ申立ニ因リ其總賣高ノ百分ノ十ノ輸入税ヲ課ス可シ但公賣ヲ爲シタル官署並ニ税關ヨリ其荷物ノ破損シタルコトヲ證シタルモニ限ル可シ(關係者ヨリ申立ナキモハ通常ノ税ヲ課セラル、コナリ)

第八十三條 (届出ノ手續) (届出ノ手續トハ船長ヨリ届出テ税關ニテ爲ス可キ手續ノコト)

船長ノ申立ニ因テハ其船舶ヲ國境税關ヨリ届出ノ手續ニ從ヒ差向ケ地方ニ通行セシムルコトヲ得船長ハ到着後直チニ荷物ニ關スル一切ノ書類ヲ國境税關ニ差出ス可シ但書類ヲ届出所ニ差出シタルモハ此限ニ在ラス

其船舶ニハ通常官吏二人ヲ出張セシメ監督ノ上差向ケ地方マテ附添ヘシム可シ

荷物ニ關スル書類ニハ官印ヲ捺シ且封ヲ爲シ届出書ヲ添ヘテ其官吏ニ交付シ差向ケ地方ノ官署ニ差出サシム可シ

第八十四條 (小船ニ積替ル) 届出ノ手續ニ因テ通行セシムルハ亦國境税關ニ於テ荷物ノ一部ヲ陸揚スルカ又ハ其荷物ノ全部又ハ一部ヲ小船ニ積替タル後ト雖モ之ヲ許スヲ得但荷物ノ全部ヲ小船ニ積替ヘテ其船舶ハ港口ニ逗留スルハ自カラ差向ケ地方ニ赴クカ又ハ代理人ヲシテ差向ケ地方ニ於テ報道ヲ爲サシム可シ(第八十六條)國境税關ニ於テ陸揚シタル荷物ノ検査ニ付テハ第三十九條ヨリ第五十一條マテノ規則ニ從フ可シ

第八十五條 (差向ケ地方マテノ運送ノ義務) 船長ハ差向ケ地方マテ滞留スルコトナク荷物ヲ變セシテ運送ス可シ但天災ノ際ニハ此限ニ在ラス税關ノ許可アルニ非サレハ海濱ニ船ヲ着ケ又ハ陸地若クハ他ノ船舶ト交通スルコトヲ禁ス

第八十六條 (差向ケ地方ノ検査) 差向ケ地方ノ報道及ヒ検査ニ付テハ第七十五條ヨリ第八十一條マテノ規則ニ從フ可シ其所ニテ物品ニ税ヲ課セスシテ鐵道ニ因テ再ヒ運送ス可キハ荷物概表ニ因リ第六十九條ノ規則ニ從テ監督ヲ受ク可シ

第八十七條 國境税關ニ於テ荷物ノ送狀ヲ交付ス可キハ第四十一條ヨリ第五十一條マテノ規則ニ從フ可シ

第八十八條 ①輸出税ヲ拂フ可キ荷物又ハ輸出ヲ證ス可キ荷物ヲ海

上ニ因テ輸出スルハ船長ハ荷物ヲ積込ム地方ノ税關ニ輸出ノ報道書ヲ差出ス可シ其報道書ニハ船名及ヒ船長ノ氏名、船ノ屬スル國名噸數荷物ノ員數詰方記號番號物品ノ種類差送人ノ氏名差向ケ地方及ヒ其荷物ニ付キ税關ヨリ交付シタル證書ヲ記載ス可シ
 輸出税ヲ拂フニ及ハサル物品ヲ輸出スルニハ以上ノ手續ヲ要セス
 荷物ハ監督ノ上積込ム可シ輸出税ヲ拂フ可キ物品ハ積込ム前ニ其税ヲ科ス可シ

第八十九條 (㊦荷物積卸場) 荷物ノ積卸ハ唯々税關ヨリ定メタル場所ニ於テ之ヲ爲ス可シ

第九十條 (㊧海港規則) 海上ヨリ輸出入スル物品取扱ノ詳細ハ其地方ニ從テ發ス可キ海港規則ニ於テ之ヲ定ム可シ

第九 政府ノ郵便ヲ以テスル荷物運送ノ取扱方

第九十一條 郵便ヲ以テ入り來ル税ヲ拂フ可キ物品ハ其詳細ヲ獨逸語又ハ佛語ヲ以テ記載ス可シ

上等税關ハ或ル地方ニ於テ必要ナルキハ他國ノ語ヲ以テ記載スルヲ許スコアリ其物品ハ國境税關ニテ検査スルコアリ或ハ他ノ税關ニ廻ハシテ検査セシムルコアリ

連邦内ニ差向ケタル荷物ノ輸入税ハ荷物受取人ノ住所地方ニ於テ之ヲ課ス可シ若シ其住所地方ニ税關ノナキ所ニテハ郵便局ヨリ適宜ノ税取立所ヲ指定シ夫ヨリシテ其税ヲ取立シム可シ
 經過スル物品ナレハ出ル所ノ税關ニ於テ詳細書ト其物品トヲ比照ス可シ且場合ニ因リテハ郵便端書又ハ運送狀ヲモ比照スルコアリ

税關ノ見込ニ因テハ封ヲ付クルカ又ハ附添人ヲ付シテ經過セシムルヲ得

輸出税ヲ拂フ可キ物品ヲ外國ニ輸出スルハ郵便ニ托スル前ニ其税ヲ拂フ可シ

郵便運送取扱ノ詳細ハ別段ノ規則ヲ發シテ之ヲ定ム可シ

第十 旅人取扱方

第九十二條 外國ヨリ入り來ル旅人ノ税ヲ課ス可キ物品ヲ携帯スルハ其商業ノ爲メニ非サル者ハ言語ニテ届出ルヲ以テ足レリトス又旅人ハ禁制物又ハ税ヲ課ス可キ物品ヲ所持スルヤ否ヲ税官ヨリ問ハレタルハ之ヲ答フルヲセシテ直ニ其物品ノ検査ヲ求ムルヲ得此場合ニハ止タ隠藏シタル物品ノミニ對シテ其責ヲ負フ可シ

届出所ニハ届出ルニ及ハス(第三十八條)併ナカラ届出所ニ於テ必要ナリト認めタルハ其旅人ニ國境税關マテ附添人ヲ付スルヲ得

旅人ノ荷物ハ通常國境税關ニ於テ直チニ検査ヲ爲ス可シ國境ヲ出ルハ止タ別段ノ疑アルハ限り之ヲ検査ス可シ

第十一 價格ニ因テ税ヲ課スル物品取扱方ノ事

第九十三條 税表ニ定メタル價格税ハ輸入シタル物品ノ生シタル地又ハ製造シタル地ノ價ト検査所マテノ運送賃保險料及ヒ世話料ヲ合シタルモノニ因テ其税ヲ定ム可シ

斯ノ如キ物品ヲ輸入スル者ハ其價ノ報道書ヲ差出ス可シ

税關ニ於テ報道シタル價ヲ不適當ナリト認メタルハ其報道シタル價ニ百分ニ付キ五ノ増額ヲ拂テ之ヲ差押フルノ權アリ其拂ハ報道シタル翌日ヨリ十四日内ニ爲ス可シ且已ニ税ヲ取立タルハ同時ニ之ヲ還付ス可シ

税關ニテ最先ニ買取ラント欲スルハ買取ラル、者ハ鑑定人ヲシテ其物價ノ鑑定ヲ爲サンコトヲ求ムルヲ得

又税關ニテ直チニ最先ニ買取ルコトヲ至當ナリトセサルハ鑑定セシムルコトヲ得

若シ鑑定人ノ評定ニ因テ其報道シタル物價ノ百分ノ五ヲ越エサルハ報道シタル價ノ税ヲ課ス可シ越エサルトハ未滿ノコトナリ

若シ報道シタル價ノ百分ノ五ヲ越エタルハ最先ニ之ヲ買取ルカ

又ハ評定シタル價ノ税ヲ課スルカハ税關ノ意見ニ任カス可シ

評定シタル價ノ報道シタル價ヨリ百分ニ付十ヲ越エタルハ其税額ノ半額ヲ罰トシテ増加ス可シ

鑑定人ノ費用ハ評定シタル價ノ百ニ付五ヲ越エタルハ報道者ニテ之ヲ擔當ス可シ五ヲ越エサルハ税關ニテ擔當ス可シ

物價ヲ評定スルニハ鑑定人兩人ノ内一人ハ報道者ヨリ一人ハ税關長ヨリ撰定ス可シ其鑑定ノ一致セサルハ又ハ報道者ノ求メニ因テハ已ニ鑑定人ヲ撰定シタルハ鑑定人ヨリシテ鑑定長ヲ撰フ可シ若シ長ヲ撰フコトニ付キ兩人一致セサレハ管轄商法裁判所又ハ其裁判所ナキ地ニ於テハ民事始審裁判所長ヨリシテ鑑定長ヲ命ス可シ
鑑定人ノ鑑定ハ鑑定人ヲ撰定シタル翌日ヨリ十四日内ニ之ヲ爲ス

可シ

第十二 物品ニ封印スル方法

第九十四條 税關ノ封印ハ鎖錠或ハ鉛蠟ニ因テ之ヲ爲ス可シ

検査役ハ封印ヲ爲ス可キヤ又ハ如何ナル封印ヲ爲ス可キヤ又ハ鎖錠鉛等ヲ幾許着ク可キヤヲ定ム可シ又検査ヲ求ムル者ヲシテ封印スルニ必要ナル手數ヲ爲サシムルヲ得

第九十五條 鉛漆蠟糸並ニ鎖錠ハ税關ヨリ之ヲ供ス可シ但鎖錠ノ紛失又ハ破損スルハ其責ヲ負フ可キ者ヲシテ其賠償ヲ爲サシムルヲ得

鐵道所有者ハ其役人ノ爲シタルトニ付キ其責ヲ負フ可シ
其他封印ニ必用ナル物品ハ關係者ヨリシテ出ス可シ

第九十六條 物品ノ封印ヲ破壊シタルハ送狀等ニ因テ物品運送ノ

義務ヲ負擔シタル者ヨリ物品ノ種類ノ分リタルト分ラサルトニ因テ税表相當ノ税額又ハ税表ノ最高ノ税額ヲ出サシムルヲ得
若シ已ムトヲ得サル事故ニ因リ封印ノ破レタルハ物品ヲ現有スル者ヨリ最近ノ管轄税關ニ届出テ其事由ヲ糺サシメ及ヒ其物品ヲ検査セシメ且新タニ封印ヲ爲サシムルヲ得

又物品現有者ハ其検査證ヲ受ケ之ヲ物品ヲ差出ス可キ税關ニ差出ス可シ税關ハ其場合ニ從テ第一項ノ處置ヲ爲ス可キヤ否ヲ決ス可シ

第十三 未タ税ヲ拂ハサル物品ノ積置場

第九十七條 (一) 公立積置場 一時停留スル經過及ヒ國內貿易ノ爲メ

連邦内ノ緊要ナル港口并ニ國境ノ税關本署所在ノ地(必用ナルキ)
 ニ於テハ其監督ヲ受クル物品積置場ヲ設ケ物品差向ケ地ノ定マル
 マテハ税ヲ課セスシテ其物品ヲ積置クコトヲ得
 公立ノ物品積置場ニハ總積置場(「バックヒヨー」ヘ、ハルレン、ラーダ
 ル、ホイゼル、フライヘーヘン)第九十八條ヨリ第四百四條マテ)小積置
 場(第百五條)共同積置場(「フライレーゲル」第百七條)トアリ
 其地ニ政府ニ屬スル積置場ナキカ又ハ政府ノ積置場ノ狭小ナルキ
 ハ政府ノ爲メニ之ヲ設クルト之ヲ廣ムルトハ之ヲ希望スル商人又
 ハ結社ニテ之ヲ擔任ス可シ

第九十八條 (一)總積置場及ヒ 積置權 積置時間(物品積置權ハ通常
ニイザラシクフリスト
 アムルイグゼチニトモラゲル
 ニイザラシクフリスト

國境税ヲ拂フ可キ物品ニシテ別段ノ積置規則(第百六條)ニテ積置

クコトヲ禁セサル物品ニ限リ之ヲ與フ可シ

積置時間ハ通常五年ヲ越ユ可カラス

第九十九條 (積置料)積置料ヲ取立ル所ニ於テハ其高ハ地方ニ從ヒ

積置ノ費用ニ充ル高ニ從テ之ヲ定ム可シ但政府ノ計算ヲ以テ積置
 場ヲ設ケタル所ニテハ左ノ割合ヲ越ユ可カラス

①乾キタル物品ノ積置ニハ一ヶ月一「チエント子ル」毎ニ三十六分
 ノ一「ターレル」(三「コロイチエル」)

②流動スル物品ヲ積置ニハ一ヶ月一「チエント子ル」毎ニ二十四分
 ノ一「ターレル」(四半「コロイチエル」)ヲ越ユ可カラス

第百條 (積置タル物品ノ責任)積置場ニ積置タル物品ニハ必ス之ニ
 課スル税ヲ負擔ス可シ

積置タル者又ハ他人ヨリシテ其物品ヲ積置場ヨリシテ出サントヲ求メタルハ第十四條ニ掲ケタル制限ヲ以テ之ヲ許ス可シ

第一百一條 (詰替ヲ許ス事) 積置タル物品ノ所有者及ヒ之ヲ處分スル權アル者ハ其監督ヲ受ケタル上積置場ニ於テ物品ヲ分チ又ハ種類分ケヲ爲シ又ハ掃除シ又ハ之ヲ堅固ニスル爲メ又ハ其他積置ノ目的ニ背カサル取扱ヲ爲スカ爲メニ詰替ヘヲ爲ストヲ得但其積置場ニ相當ノ餘地アルハニ限ル可シ

積置タル物品ヲ増加シ又ハ充滿スル等ノ爲メ外ヨリ税ヲ出ス可キ義務ナキ物品ヲ積込場ニ持込ムトヲ得然ルハ其物品ハ税ヲ拂フヘキ義務ヲ生スヘシ

第一百二條 (積置タル物品ニ付キ積置場所有者ノ義務) 積置場所有者

ハ積置場ノ家根牆壁ノ保存及ヒ其積置場ヲ閉鎖スルト又ハ其積置場ニ所有スル者ノ溫柔ニシテ規則ニ從フヘキト若クハ積置場及ヒ之ニ附屬スル所ヨリ出火ヲ爲サルトニ注意スヘシ若シ所有者ニテ全ク此注意ヲ爲サルカ又ハ疎略ニシテ物品ニ損害ヲ生シタルハ其責ヲ負フヘシ此義務ハ物品ヲ積置場ニ受取テ證書ヲ與ヘタル後始メテ生スルモノナリ

積置タル物品ニ付其他ノ損害及ヒ事變ハ積置場所有者ニテ其責ヲ負ハス

第一百三條 (積置場ヨリ届出ル) 積置場ヨリ届出タル物品ノ検査及ヒ税ヲ課スルトハ積込ミノハ確定シタル員數及ヒ種類ニ從テ爲スヘシ

物品ヲ積置場ニテ詰替ヘタル爲メ(第一百一條)又ハ圖ラサル事故ニ因テ物品ノ目方ヲ減シタル場合又ハ届出ノ時見出シタル目方ノ減少ハ止タ物品ノ乾燥減耗磨滅蒸發消滅ヨリ生シタルトヲ信スヘキ場合ニハ物品ヲ持出スルノ目方ニ從テ検査スヘシ但關係者ヨリシテ積込ミタルルノ目方ニ從テ検査課税ヲ求メサルルニ限ル若シ竊カニ物品ノ一部ヲ積置場ヨリ持去リタルトノ疑アリタルルハ常ニ積込ミタルルノ目方ニ從テ税ヲ課スヘシ

若シ物品ノ試ミ検査ヲ爲シタルルハ其目方ニ從テ税ヲ課スヘシ

積置場ニ於テ全ク腐敗スルカ又ハ用フ可カラサルモノト爲リタルルハ監督ヲ受ケタル上之ヲ廢棄スレハ其税ヲ科セス

第四百四條 (一)物品ノ所有者ノ知ラサルルノ取扱方(所有者及ヒ處分

スル權アル者ノ知ラサル物品ノ一年間積置場ニ留マルルルハ詳カニ其物品ヲ記載シテ少クモ四週間ノ間ヲ隔テ公告紙ヲ以テ二回ノ公告ヲナスヘシ最終ノ公告ヨリ六ヶ月内ニ申出ル者ナケレハ積置場所有者ハ其物品ヲ公賣スルノ權アリ其賣上代價ハ公告及ヒ賣捌費用ト税金ト物品保存費ト積置料ヲ引キ去リ猶六ヶ月間之ヲ貯置クヘシ此期限ヲ經過スルモ仍ホ申出ル者ナキルハ其殘金ヲ政府ノ出納局ニ沒收スヘシ

其物品ノ腐敗シ易キモノナレハ税關本局ノ屬スル官署ノ許可ヲ以テ其賣買ヲ速カニスルトヲ得然ルルハ八日間ニ二度其地方ニ於テ公賣ノ期日ヲ公告スヘシ

⑤五年間積置場ヨリ持出サ、ル物品ノ取扱方(所有者又ハ處分

ル權ヲ有スル者ノ知レタル物品ヲ五年以上積置キタルハハ遅クモ四週間内ニ其物品ヲ持出スヘキヲ催促スヘシ但申立ニ因リ別ニ長キ期限ヲ許シタルハ此限ニ在ラス若シ其催促ニ従ハサルハ物品ヲ公賣ニ付シ其代價ハ費用ト稅ヲ引去リ其所有者又ハ所分權ヲ有スル者ニ還付スヘシ

第二百五條 (三)小積置場(積置權)稅關本局ノ在ル所又ハ港口ノアル所ハ積置權ヲ有スルナリ其他ハ積置場ヲ設ル權ナシ)ヲ有セサル稅關所在ノ地方ニ於テ積置場ヲ設ケサルヲ得サル事由アリテ且至當ノ建築物アリタルハ物品ニ稅ヲ課セスシテ之ヲ積置クヲ得其積置時間ハ六ヶ月ヲ越ユ可カラス其期限ヲ過キタルハ第四百條ニ從テ處分スヘシ

(積置料及ヒ詰替ヲ許ス)積置中目方ノ減シタルハ取扱方ニ付テハ第九十九條第一百一條第一百二條ノ總積置場ノ規則ヲ適用スヘシ
第二百六條 (三)積置場ノ規則)各積置場ヲ使用スルニ付キ詳細ノ要件并ニ積置場ニ積入ル、及ヒ持出スル物品ヲ檢査スルニ付キ詳細ハ規則ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ

第二百七條 (四)共同積置場)連邦内ノ首タル海濱ニハ港口ト直接スル共同積置場(自由積込場)ヲ設クルヲ得(何人ト雖モ直ニ海濱ニ接續スル所ニ在ル共同場場ニ積置クヲ得ルナリ此場所ハ内地ト看做サス外國ト見レハナリ)
其積置場ハ各積置場ノ爲メ發スヘキ規則ニ從テ稅法ニ於テハ之ヲ外國ト看做スヘシ其積入積出及ヒ積置ノ爲メ設ケタル場所ハ嚴ニ

其圖ヲ爲シ其他ノ土地ト區別スヘシ

第百八條 (四)私立積置場)未タ税ヲ拂ハサル物品ハ税關ヨリ封印ヲ付クルカ又ハ付ケスシテ私立ノ積置場ニモ亦(公立ニモ入ル、トヲ得レハナリ)積置クコトヲ得其物品ヲ連邦内ニ差向クヘクシテ貸付ケタル輸入税ヲ確證スル爲メニ積置タルキハ(ブリバートクレヂートレゲルト云フ)其積置時間ハ通常六ヶ月ヲ越ユヘカラス之ヨリ長ク積置クモ輸入ノキヨリ曆表ノ一年ヲ越ユ可カラス積置クヘキ物品ノ全部又ハ一部ヲ外國ニ差向クヘキキハ(ブリバートタランシトトレーゲルト云フ)税關ヨリ封印ヲ付シタル積置場ナレハ第百一條ト第百二條ノ規則ヲ適用スヘシ積置時間ニ付テハ第九十八條ノ規則ヲ適用スヘシ然シナカラ税關ヨリ封印ヲ付ケ

サル積置場ナレハ其所有者ハ物品ヲ持出シタルキ確定シタル目方ニ從テ其物品ノ輸入税ヲ拂フヘシ但他ノ地方ニ於テ其税ヲ拂フカ又ハ其物品ヲ輸出スルコトヲ證據立タルキハ此限りニ在ラス税關ヨリ封印ヲ付クル私立輸出品積置場ノ監督ニ付テハ之ヲ開キタル間ハ税關ヨリシテ至當ノ手数料ヲ求ムルヲ得(監督料ヲ取ルナリ)

第百九條 如何ナル物品ヲ爲メ如何ナル要件ニテ私立ノ積置場ヲ設クルコトヲ許ス可キヤハ上院ヨリ規則ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ

第百十條 (四)帳簿計算)外國品ヲ外國ニ賣捌クコトヲ容易ナラシム爲メ大商(問屋ノ類)ノ外國品ヲ帳簿ニ記載シテ其物品ヲ渡スヘシ而シテ外國ニ輸出スル物ナレハ外國へ輸出スヘキコトヲ證據立シムヘ

シ然ラサレハ輸入税ヲ拂ハシムヘシ

帳簿計算ヲ許スヘキ要件及ヒ商人ノ義務ハ別段ノ規則ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ

第十四 貿易ヲ輕便ニスルコト及ヒ税ヲ免スルコト

第百十一條 (一)連邦ヨリシテ外國ヲ經過シ再ヒ連邦内ニ運送スル

コト(已)ニ税ヲ拂ヒタル物品ヲ連邦ヨリシテ外國ヲ經過シ再ヒ連邦内ニ運送スルルルハ輸出税關又ハ其検査ヲ爲スノ權アル國內税關ニ報道書ヲ差出スヘシ其報道書ニハ通常ノ言語又ハ商業上ノ言語ヲ以テ運送品ノ種類員數及ヒ差向ケ地方ヲ記スヘシ一荷ニ詰メタル種々ノ税額ノ異ナル物品ノ正味ノ目方ヲ記載スルニ及ハス然ル後検査ヲ爲シ通常ハ物品ニ封印ヲ付クヘシ其他物品ヲ替フル

コトヲ防ク爲メノ所置ヲ爲スコトハ検査官ノ見込ニ任スヘシ葡萄酒ヲ運送スルルルハ其見本トシテ携帯スル品ヲ預置クコトヲ得右ノ手數ヲ爲シタル後ハ運送人ニ手數ヲ爲シタルコトヲ證シタル報道書ヲ還付スヘシ其報道書ニハ再ヒ輸入スヘキ期限ヲ記載スヘシ若シ已ニ國內税關ニテ検査ヲ爲シタルルルハ國境税關ニ於テハ唯タ封印ヲ認ルコトヲ以テ足レリトセリ

以上ノ手數ヲ以テ輸出税ヲ拂フヘキ物品ヲ運送スルニハ輸出税ノ保證ヲ爲サシムルヲ得

輸入税關ニ於テハ報道書ニ從テ検査ヲ爲シ相違ナケレハ無税ニシテ其物品ヲ輸入セシムヘシ荷物、車、又ハ船ニ封印ヲ付ケタル物ヲ検査スルニハ通常輸入税關其封印ヲ検査シ破開スルヲ以テ足レリ

トセリ又荷物運送人ノ申立ニ因テハ其封印ヲ解カスシテ國境税關ヨリ國內税關ニ廻シテ検査セシムルヲ得税關ノ監督ニ付シタル物品ヲ外國ヲ經テ國內ニ運送スルニハ出入ノ片之ヲ検査シ其送狀ニ出入ノ相違ナキヲ證スヘシ

地方ノ景況ニ因テハ上等會計官ヨリシテ連邦ヨリ外國ヲ經テ再ヒ連邦内ニ運送スル爲メ簡畧ナル方法ヲ設クルヲ得

第一百十二條 (㊸) 大市小市ノ貿易) 外國ノ大市小市モ容易ニ出品セシムルカ爲メ連邦ヨリ持出シタル賣殘リノ物品ニ税ヲ課セスシテ再ヒ持歸ラシムルヲ得

外國ノ商人又ハ營業人ノ連邦内ノ大市小市ニ出品シ其賣殘ヲ再ヒ輸出スルハ其賣殘リノ輸入税ヲ免スルヲ得

第一百十三條 (㊹) 外國ヨリ戻リ來ル物品) 內國ノ生産物又ハ製造物(大市小市ノ貿易ヲ除ク)ノ注文ヲ受ケ又ハ世話人賣捌キノ爲メ又ハ見本ノ爲メ又ハ博覽會ノ爲メ又ハ一時貸與ノ爲メ外國ニ送テ再ヒ內國ニ戻リ來ル物ハ輸出セシトノ物品ト同一ナルトノ疑ナキハ輸入税ヲ免スルヲ得

第一百十四條 博覽會又ハ一時貸與ノ爲メ外國ヨリ輸入シ再ヒ輸出スル物品ノ輸入税ヲ免スルヲ得

第一百十五條 (㊺) 仕上ケノ爲メ輸出入スル) 精製又ハ修復ヲ爲シタル上再ヒ輸出スヘキ物品ハ輸入税ヲ免スルヲ得
或ル場合ニ於テハ前項ノ目的ノ爲メ外國ニ輸出シテ精製ノ上內國ニ戻リ來ル物品ニモ輸入税ヲ免スルヲ得

第十六條 (五)國境貿易(國境限リノ貿易ニ付テハ其土地ノ景況ニ從ヒ特別ノ輕便法ヲ設クルコトヲ得)

第十七條 (六)難船ニ遭ヒタル荷物(出帆後難船ニ遭ヒタル内國品ハ其事實ノ證明ナレハ輸入税ヲ免スヘシ)

第十八條 (七)前數條ノ輕便法ノ要件其他事實ヲ斟酌シテ税ヲ免スルコト(第九十一條ヨリ第十七條マテニ掲ケタル輕便法及ヒ免税ニ關スル一般ノ要件及ヒ監督ハ上院ヨリ規則ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ)

又上院ハ前數條ノ場合ノ外ニ國內ヨリ外國ニ輸出シタル物品ヲ再ヒ輸入スル際又ハ外國ヨリ國內ニ輸入シタル物品ヲ再ヒ輸出スルハ其事實ヲ斟酌シテ税ヲ免スヘキ要件ヲ定ムヘシ

第十五 國境區畫ニ於ケル監督

第十九條 (運送監督)上等會計官ヨリ發ス可キ規則ニ從ヒ其地ノ

景況ニ因リ窃カニ輸出入スルコトヲ防ク爲メ其物品ヲ國境區畫内ニ運送スル間ハ監督ニ付スヘシ是カ爲メ其物品ヲ國境區畫内ニ運送スル者ハ官署ヨリ交付ス可キ鑑札ヲ所持シテ之ニ記載シタル物品ヲ一定ノ期限内ニ一定ノ道ヲ經テ運送スル權アルコトヲ證スヘシ
外國ヨリ輸入シ税道ヲ經テ税關ニ至ル物品ハ證書ヲ要セス税關ヨリ國內ノ經界ニ至ル運送ハ税關ヨリ受取リタル送狀ヲ以テ證スヘシ

第二十條 (鑑札ヲ所持スル義務ヲ免カル、ト)左ニ掲クル場合ニ於テハ國境區畫内ニ於テ鑑札ヲ所持スヘキ義務ヲ免カル、者トス

第一百十六條 (五)國境貿易(國境限リノ貿易ニ付テハ其土地ノ景況ニ從ヒ特別ノ輕便法ヲ設クルコトヲ得

第一百十七條 (六)難船ニ遭ヒタル荷物(出帆後難船ニ遭ヒタル内國品ハ其事實ノ證明ナレハ輸入税ヲ免スヘシ

第一百十八條 (七)前數條ノ輕便法ノ要件其他事實ヲ斟酌シテ税ヲ免スルコト(第一百十一條ヨリ第一百十七條マテニ掲ケタル輕便法及ヒ免税ニ關スル一般ノ要件及ヒ監督ハ上院ヨリ規則ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ

又上院ハ前數條ノ場合ノ外ニ國內ヨリ外國ニ輸出シタル物品ヲ再ヒ輸入スル際又ハ外國ヨリ國內ニ輸入シタル物品ヲ再ヒ輸出スルハ其事實ヲ斟酌シテ税ヲ免スヘキ要件ヲ定ムヘシ

第十五 國境區畫ニ於ケル監督

クレンツベツル

第一百十九條 (運送監督)上等會計官ヨリ發ス可キ規則ニ從ヒ其地ノ景況ニ因リ窃カニ輸出入スルコトヲ防ク爲メ其物品ヲ國境區畫内ニ運送スル間ハ監督ニ付スヘシ是カ爲メ其物品ヲ國境區畫内ニ運送スル者ハ官署ヨリ交付ス可キ鑑札ヲ所持シテ之ニ記載シタル物品ヲ一定ノ期限内ニ一定ノ道ヲ經テ運送スル權アルコトヲ證スヘシ外國ヨリ輸入シ税道ヲ經テ税關ニ至ル物品ハ證書ヲ要セス税關ヨリ國內ノ經界ニ至ル運送ハ税關ヨリ受取リタル送狀ヲ以テ證スヘシ

第一百二十條 (鑑札ヲ所持スル義務ヲ免カル、コト)左ニ掲ケル場合ニ於テハ國境區畫内ニ於テ鑑札ヲ所持スヘキ義務ヲ免カル、者トス

① 國內ノ土地ヨリ得タル生産物及ヒ牧畜ニ因テ得タル物ヲ國境區
畫内ニ於テ賣買スルハ其土地ノ國境ニ跨リタルハ其地方ノ景
況ニ從テ別段ノ監督法ヲ設クヘシ

② 公ケニ貿易ノ用ニ供スル鐵道ニ因テ國內ヨリ國境區畫内ニ運送
スルハ

③ 國境區畫内ニ在ル邑村又ハ里ニ於テ家ヨリ家ニ運送スルハ但其
物品カ第百十九條ニ掲ケタルモノナルハ稅關ノ求メニ因テハ
稅ヲ拂ヒタルカ又ハ其無稅ナルコトヲ證スヘシ

④ 郵便運送ノハ但國境區畫内ノ郵便局ハ必用ナル場合ニ於テ報知
ヲ受ケタルハ郵便局ハ一般ニ又ハ特ニ人ヲ指定シ其物品ニ稅
關ヨリ交付シタル鑑札ヲ添ヘタル時ニ限り國內ニ運送スヘシ此

場合ニ於テハ其證書ハ差向ケ地方マテ添ヘ置クヘシ

第二百一十一條 (水上運送ノ) 國境區畫内ノ河岸及ヒ川ノ島ノ上ニ
ハ箱詰メニナシタル無稅ノ物品又ハ稅ヲ拂フヘキ物品ヲ積卸スル
ニハ別段ノ許可ナケレハ物揚場(第十七條)ニ定メタル所ニシテ其
標記ヲ有スル所ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

國境ニ接シタル川ノ爲メニハ上等會計官ヨリ其地方ノ景況ニ從テ
最近ノ稅關ノ許可ナクトモ積荷船ヲ河岸ニ寄スルコトヲ得ヘキ距離
ヲ定ムルヲ得無稅ノ物品ヲ積込ミタル屋根ナキ船ニハ此制限ナシ

第二百二十二條 (時刻ニ關スル運送ノ制限) 鑑札ノ監督ヲ受クル物品
ヲ國境區畫内ニ運送スルニハ第二十一條ニ定メタル時刻内ニ之ヲ
許ス但公ケノ貿易ニ供スル鐵道ニ因テ運送スルカ又ハ特別ノ場合

ニ於テ運送ヲ始ムル前ニ管轄税關本局又ハ支局ヨリ特ニ許可ヲ得タルハ此限ニ在ラス

第二百二十三條

(鑑札ヲ(百十九條)交付スル)運送ノ爲メニ必用ナル鑑札ハ左ノ官署ヨリ交付スヘシ

①外國ヨリ輸入スルハ申出テ、検査ヲ受クヘキ國境税關ヨリ

②外國ヨリシテ國境區畫内ニ經過スルハ國內經界近傍ニ於テ鑑

札ヲ交付スルノ權ヲ有スル官署及ヒ運送場ヨリ

③國境區畫内ノ地方ヨリシテ運送スルハ最近ノ税關及ヒ運送場

ヨリ

④又地方ノ官署其他至當ナル人ニ特ニ鑑札ヲ交付スルノ權ヲ與フルヲ得

第二百二十四條

(營業者ノ監督)行商及ヒ店舗ヲ轉シテ營業ヲ爲ス者

ハ別段ノ許可ヲ受ケタル上等會計官ヨリ國境税ヲ免カル、ヲ防ク爲メ定ムヘキ制限ヲ受クルニ非サレハ國境區畫内ニ於テ營業ヲ爲スヲ得ス

飲食物及ヒ香氣物、葡萄酒、燒酎、リキニール、並ニ木綿、毛絹、ヲ混シ

タル織物ニハ通常前項ノ許可ヲ要セス(制限ハ受クヘシ)但上等會

計官ヨリ國境區畫ヲ指シ定メ其地ニ於テ税ヲ免カル、ノ弊ナキ以

上ノ物品ニ付キ格外ヲ爲スヲ得

又タ税ヲ免カル、ヲ防クニ必用ナルハ上等會計官ヨリ國境區

畫内ノ小市及ヒ坐商ノ營業ニモ其地方相當ノ監督ニ付スヘシ就中

監督ヲ受クヘキ物品ヲ賣買スル者ニ簿冊ヲ設ケシメ外國ヨリ直チ

ニ受取りタル物品ニ付テハ之ヲ受取タル時税ヲ拂ヒタル地方及ヒ時日ヲ記セシムヘシ内國ヨリ受取りタル物品ナレハ其事ヲ記載セシムヘシ

第十六 國內ニ於ケル監督

第二十五條 國境區畫(ヨリヲ越エテ)國內ニ運送スルニハ上等會計官署ヨリ其土地ノ模様ニ從テ定メタル規則ニ從ヒ國境税ヲ遁カレ易キ物品ニ限リ左ノ監督ニ付スヘシ

一外國ヨリ又ハ國境區畫ヨリ國內ニ運送スヘキ物品ヲ國境區畫ニテ受ケタル送狀ヲ以テ差向ケ地方マテ運送スルコト

二如此物件ヲ直チニ外國ヨリ受取ル商人ハ其商業ニ付キ帳簿ヲ設ケテ其物品ヲ受ケタル毎ニ國境税ヲ拂ヒタル年月日及ヒ地方

ヲ記載スヘキコト

第十七 家宅搜索及ヒ身体ノ搜索

第二百二十六條 國境區畫ニ於テ國境税則ニ背キ又ハ禁制物又ハ國境税ヲ拂フヘキモノヲ隱藏シテ共ニ規則ヲ犯シタル疑アル所ハ之ヲ探索スル爲メ税官ハ上等國境監督官又ハ同等又ハ上級ノ他ノ官吏ト共ニ國境税ヲ拂ヒタルコト又ハ國內ノ產物ナルコトヲ證セシメ又ハ家宅ヲ搜索スルコトヲ得但家宅搜索ハ連邦ノ法律ニ定メタル家宅搜索法ニ從テ之ヲ爲スヘシ現ニ其罪ヲ犯シタル所ニ追逐セラレタル者ノカ家内又ハ庫内ニ逃入りタル場合ハ其法ニ從フニ及ハス此場合ニ於テハ追逐セル税官ノ求メニ因リ何時ナリトモ其疑ハシキ場所ヲ開クヘク且其税官ヨリ逃走シタル者ニ對シ職務上ノ處分ヲ行

フニ妨ケヲ爲スコカラス

又第二百二十四條ニ從ヒ監督ニ付シタル營業者ヲ検査スルニハ前項ノ例ニ在ラス

國境税規則ヲ犯シタル者ヲ追逐スル爲メ國境區畫外ニ於テ家宅ヲ搜索スルニハ止タ其搜索ヲ爲ス權アル官署ノ命アリテ共ニ之ヲ爲スニ非サレハ爲スコトヲ得ス

又見ル所ニ因リ衣服内ニ物品ヲ隱藏スルノ疑アリ税官ヨリ其物品ヲ差出スヘク命スルモ之ニ從ハサルモノハ身躰ノ搜索ヲ爲スコトヲ得但其者ヨリ最近ノ收税官署又ハ地方官署ニテ搜索ヲ爲スコトヲ拒ミタルハ搜索ヲ爲ス權アル官署マテ引致スヘシ

第十八 役所及ヒ役人及ヒ其權利

第二十七條

(1) 國境區畫内ニ於テ(2) 國境區畫内ニ設ケタル國境税取立所又ハ其物品検査所ハ看板ヲ掲ケ如何ナル役所ナルカヲ明示スヘシ國境税役所ニハ本局ト一等二等ノ支局トアリ

國境税本局ニ於テハ輸出入經過ノ時如何ナル税ニテモ取立ツルコトヲ得且此規則ニ定メタル如何ナル検査ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

一等國境税支局ニ於テハ其税ノ一「チエント子ル」(百「フンド」)ニ付キ十「ターレル」ヲ越エサルモノ又ハ一箇ニ付キ税ヲ課スルモノハ其員數ヲ限ラス此役所ニテ取扱フコトヲ得

之ヨリ高キ税ヲ課スヘキモノ又ハ價直ニ從テ税ヲ課スヘキ物ハ止タ其税ノ總額ノ百「ターレル」ニ越エサルハ限リ此役所ニテ取扱フコトヲ得

鐵道ニ因テ運送シタル物品ノ荷物概表ヲ有スル者ハ(第六十三條第六十九條)一等支局ニ於テ之ヲ檢査スルコトヲ得

二等國境稅支局ハ「チエント子ル」ニ付キ五「ターレル」ヲ越エサル物又ハ一箇ニ付キ又ハ價額ニ付キ稅ヲ課スヘキモノニシテ其稅ノ總額ノ二十五「ターレル」ヲ越エサルキニ限り取扱フコトヲ得之ヨリ高キ稅ヲ課スヘキ物品ハ五十「フンド」ヲ越エサレハ之ヲ取扱フコトヲ得家畜ハ如何ナル員數ニテモ二等支局ニ於テ取扱フコトヲ得輸出稅ハ如何ナル價額ナリトモ一等二等ノ支局ニ於テ之ヲ取立ルコトヲ得

其他一等二等ノ支局ハ郵便ヲ以テ運送スルモノナレハ如何ナル物ト雖モ之ヲ檢査スルコトヲ得

連邦ヨリ外國ヲ經テ再ヒ連邦ニ入來ル物件ハ(第百十一條)輸出入ノキニ一等二等ノ支局ハ以上ノ權限ヲ以テ之ヲ檢査スルコトヲ得場合ニ因テハ上等會計官署ヨリ支局ノ檢査スヘキ權ヲ増シ又ハ送狀第一ヲ交付シ(第四十一條)及ヒ之ヲ受取(第四十六條)ラシムルヲ得

第百二十八條 車又ハ船ヲ運用スル者并ニ物品ヲ運送スル者ハ國境監督官ノ命ニ從ヒ其監督ヲ爲スコトニ付キ妨障ヲ爲ス可カラズ
荷持人及ヒ車及ヒ動物ニテ密封セサル物品ヲ運送スルカ又ハ空車ナルキハ國境監督官ヨリ其場ニテ檢査スルコトヲ得
詰メタル荷物ハ國境監督官ニテ國境區畫内ニテ已ニ監督ニ付シタルモノニ非サルコトヲ疑フキハ其物品ヲ運送スヘキ地ノ最近ノ役所

ニ附添フカ又ハ最近ノ地方官署ニ於テ共ニ検査ヲ爲スコトヲ得物品
ヲ衣類ノ内ニ藏シタルコトノ疑アルルハ第二百二十六條ノ處分ヲ爲ス
ヘシ

五噸以下ノ荷船ノ運轉者ハ國境監督官ノ命ニ因テ直チニ船ヲ其所
ニ止ムヘシ監督官ノ求ニ因テハ或ハ其船ヲ川岸ニ漕キ寄せ或ハ監
督官ノ來ルヲ待ツヘシ

一般ニ鑑札ヲ受ク可キモノナレトモ場合ニ因テハ其物品ノ鑑札ヲ受
クルニ及サル(百二十條)物品ヲ運送スル者ハ國境監督官ニ其物品
ノ鑑札ヲ受クルニ及ハサルコトヲ述フヘシ之ヲ述ヘサルハ國境監
督官ハ其詳細ヲ聞クコトヲ得ヘキ所マテ其荷物ニ附添フノ權アリ稅
道ヲ經テ國境稅關ニ至ルヘキ疑ナキ旅人ハ之ヲ留ムルコトヲ得ス

第二百二十九條 第二十條ニ掲ケタル官吏ハ其義務ヲ盡サンカ爲メ國
境稅則ニ背カシトスル疑アル者及ヒ物品ヲ國境監督官ト同シク之
ヲ留ムルノ權アリ

第三百十條 (㊶國內ニ於テ)連邦ノ國內ニ於テハ輸出入稅ヲ取立ル
爲メ國境稅本局支局又ハ收稅本局支局トヲ設クヘシ
公ケノ倉庫ヲ設ケタル國境稅本局及ヒ收稅本局及ヒ收稅本局ハ規
則ニ從テ未タ稅ヲ拂ハサル倉庫内ノ物品(第九十七條)ノ稅ヲ取立
又ハ検査スルコトヲ得

公ケノ倉庫ノ設ケナキ收稅本局ハ送狀第二(第三十三條)ヲ以テ依
賴シタル稅ヲ取立ツルコトヲ得送狀第一ヲ交付スルニハ運送中其物
品ヲ分チタルカ爲メニ交付スルニ非サレハ(第五十條)別段ノ許可

ナケレハ之ヲ交付スルコトヲ得ス

上等會計官署ハ例外ニテ此役所ニ送狀第一ヲ受取ル權ヲ與フルコトヲ得

郵便ヲ以テ運送スル物品ノ輸入税ハ如何ナル國境税官及ヒ收税官ニテモ之ヲ取立ルコトヲ得如何ナル國內ノ國境税官又ハ收税官ニテ輸出税ヲ取立ツヘキヤ(第二十四條)及ヒ如何ナル官署ニテ第六十三條及ヒ第六十六條ヨリ第七十一條マテ及ヒ第百十一條ノ檢査ヲ爲スヘキヤ及ヒ如何ナル役所ニテ鐵道ニ封印ヲ付シテ運送シタル物件ヲ卸シ及ヒ積替ヲ爲スヘキヤハ上等會計官署ニテ之ヲ定ムヘシ又上等會計官署ハ場合ニ因リ國內ノ國境税官又ハ收税官ニ送狀ノ交付及ヒ受取ノ權ヲ與フルコトヲ得

第三百三十一條 國內ニ於テ物品運送ヲ監督ス可キ收税監督官及ヒ其他ノ官吏ハ(第二百二十五條)其事務ヲ行フキハ官服ヲ着スルカ又ハ上等收税監督官又ハ其長官ヨリ交付シタル官印ヲ備ヘタル鑑札ヲ携帶スヘシ

是等ノ官吏ハ監督ヲ受クヘキ物品ヲ國境區畫内ヨリ運送スル車、荷持人、ヲ直チニ差止メ其荷物ノ詳細ヲ尋問スルコトヲ得又場合ニ因テハ國境區畫内ニテ受取リタル鑑札ヲ示サシメ陳述シタル事ト其荷物ト齟齬セサルヤヲ一覽スルヲ得但其積荷ノ位置ヲ換ヘ及ヒ之ヲ開クコトヲ得ス

若シ監督ヲ受クヘキ荷物ノ鑑札ヲ有セサルカ又ハ鑑札ニ掲ケタルヨリ他ノ物品ヲ積ミタルノ疑アルカ又ハ其鑑札ニ掲クルヨリ荷物

ノ員數ニ大ナル相違アルハ其監督官ハ差向ケ地方ニ向ヒタル最近ナル税關マテ其荷物ニ附添ヒ行クヘシ税關ノ其所ヨリ半里以上ヲ隔テタルハ最近ノ警察官署ニ附添ヒ行キ其荷物ノ検査ヲ爲スヘシ

國內ノ税ヲ取立及ヒ監督スル爲メニ街衢ニ門ヲ設ケ官吏ヲシテ守護セシムル邑郷ニ於テハ此官吏モ亦國境區畫内ヨリ來リタル物品ヲ聞糺シ且監督スヘキ物品タルハ一覽スルノ權アリ

第十九 國境税關及税關ノ職務上ノ時間

第三百三十二條 凡テ國境ノ國境税關及ヒ其他國境區畫内ニ在ル検査所ニ於テハ地方ノ模様ニ因リ別ニ定メナケレハ日曜日ヲ除クノ外ハ日々左ニ掲クル時間ハ官廳ヲ開キ置キ且検査官吏ヲ出席セシム

ヘシ

十月ヨリ二月ノ末マテハ午前ハ七時半ヨリ十二時マテ午後ハ一時ヨリ五時半マテ其他ノ月ハ午前ハ七時ヨリ十二時マテ午後ハ二時ヨリ八時マテ

國內ノ國境税本局ニ於テハ左ニ掲クル時間ニ從フヘシ

十月ヨリ二月ノ末マテハ午前ハ八時ヨリ十二時マテ午後ハ一時ヨリ五時マテ其他ノ月ハ午前ハ七時ヨリ十二時マテ午後ハ二時ヨリ五時マテ

商品ヲ所持セサル旅人ノ検査ハ國境ノ税關ニ於テハ何時ナリトモ之ヲ爲スヘシ鐵道ニ因テ運送シタル旅人ノ荷物并ニ鐵道ノ車ニ封印ヲ付シテ國境ヨリ以内へ運送スヘキ荷物(第六十三條)ハ國境ノ

官署又ハ國內ノ官署ニ於テ假令日曜日祭日ト雖モ直チニ検査スヘシ

其他運送ノ爲メ必用ナルキハ以上ニ定メタル時間ノ外ニ並ニ説教時間ヲ除ク外日曜日祭日ト雖モ検査スヘシ此事ニ付テハ國境稅上等官署ヨリシテ規則ヲ發スヘシ

第二十 罰則

第三百三十三條 (禁制物ノ意義及ヒ其罰) 何人ニテモ輸出入又ハ經過ヲ禁シタル物品ヲ禁令ニ背キ輸出入又ハ經過セントスル者ハ禁令ニ背キタル者トシテ其物品ヲ沒收シ且他ノ法律ニ因テ重キ罰ヲ定メサルキハ其物品ノ價ニ二倍スル罰金ヲ科スヘシ若シ其價ノ十「ターレル」ニ滿タサルキハ十「ターレル」ノ罰金ヲ科スヘシ

第三百三十四條 (國境稅ヲ規避スル意義及ヒ其罰) 何人ニテモ輸出入國境稅(第三條第五條)ヲ避ケントスル者ハ國境稅規避ノ罪トシテ其物件ヲ沒收シ且拂フ可キ稅ノ四倍ノ罰金ヲ科セラルヘシ其他適當ノ稅ヲ拂フヘシ

第三百三十五條 (禁制ニ背キタル「」及ヒ國境稅ヲ規避スル「」ノ事實) 禁制ヲ背キ及ヒ國境稅ヲ規避スル「」ハ左ノ場合アルキハ之ヲ犯シタルモノトスヘシ

- 一 ①運送人運送世話人其他營業者(營業者ナレハ其物品カ己レノ營業ニ關係アルキニ限ル)ヨリ禁制物ヲ全ク報道セサルカ又ハ不正ノ報道ヲ爲スル

②其他ノ者ヨリ故サラニ不正ノ報道ヲ爲スカ又ハ検査ノ時隱匿

① 詳細ノ報道ヲ爲スヘキ場合ニ於テ(第三十九條第四十一條第五十五條第六十六條第八十一條第八十八條)①ニ掲ケタル者ヨリ國境稅ヲ拂フヘキ物品ヲ全ク報道セサルカ又ハ其員數ヲ減シ若クハ種類ヲ變シテ僅少ノ稅ヲ拂フヘキ報道ヲ爲シタル片

② 其他ノ場合ニ於テ(第六十三條第六十九條第七十五條第七十八條)①ニ掲ケタル者ヨリ國境稅ヲ拂フヘキ物件ヲ入レタル荷物又ハ其密封セサル物品ヲ全ク報道セサル片

③ ①ニ掲ケタル外ノ者ヨリ知ナカラ更ラニ國境稅ヲ拂フヘキ物件ノ不正ナル報道ヲ爲スカ又ハ檢査ノ片之ヲ默止スル片
其報道シタル目方ニ相違アリタル片如何ナル場合ニ限リ其罰ヲ

科セサルヤハ第三十九條第六十二條第八十一條ニ於テ之ヲ定メリ

二 豫シメ報道セスシテ檢査ヲ受クヘキ禁制物又ハ國境稅ヲ拂フヘキ物件ヲ

① 第二十七條ノ場合ニ於テ檢査ニ差出サ、ルカ
② 第九十二條ノ場合ニ於テ手段ヲ設ケテ隱匿シタル片

三 鐵道ニ因テ輸入スル片(第六十一條)①禁制物又ハ國境稅ヲ拂ヘキ物品ヲ旅人ノ車ノ内又ハ其他荷物車ニ非サル處ニ置キタル片但第六十一條ノ格外ハ之ヲ除ク

② 其他運轉中鐵道ノ官吏又ハ職人ノ自己ノ用ニ供スルカ又ハ職務上ノ用ニ供スル物ニ非スシテ國境稅ヲ拂フヘキ物件ノ器械車

又ハ之ニ屬スル石炭車ニ積ミタル片

①禁制物又ハ國境稅ヲ拂フヘキ物ヲ國境稅關ニ達スル前ニ卸スカ又ハ遺棄シタル片

四 輸出稅ヲ拂フヘキ物品ヲ第七十一條第八十八條ニ背キ輸出稅關ニ届出テ其稅ヲ拂フカ又ハ之ヲ保證スルコトナクシテ外國ニ運送スル爲メ積荷ヲ爲シタル片

五 禁制物又ハ國境稅ヲ拂フヘキ物品ヲ運送スル片國境區畫内ニ於テ

①輸出入ヲ届出サルカ又ハ其物件ヲ差出サスシテ稅關ヲ經過スルカ又ハ他ノ道ヨリ規避シタル片

②此規則ニ定メタル稅道又ハ鑑札ニ記載シタル道(第二十一條

第百十九條)ニ從ハサル片

③官署ノ許可ナクシテ此規則ニ定メタル時刻外ニ運送シタル片
(第二十一條)

④鑑札ヲ所有セサル物品(第百十九條)ヲ差止ムルカ又ハ鑑札ト齟齬アル片

六 外國ヨリ運送シタル禁制物及ヒ稅ヲ拂フヘキ物品ヲ稅關ニ届出テ檢査ヲ受ケ前途中ニテ隨意ニ處分ヲ爲スコト又ハ此等ノ物品ヲ通行セシムル報道ヲ爲スカ又ハ公ケノ倉庫ニ送達スルノ報道ヲ爲シタル上其途中ニテ隨意ニ所分ヲ爲シタル片又ハ其監督ニ付シタル是等ノ物品ヲ途中ニテ隨意ニ處分ヲ爲シタル片

七 國境區畫内ニ於テ營業者ヨリ第百十九條ニ從テ已ニ稅ヲ拂ヒ

タルカ又ハ税ヲ拂フニ及ハサルコトヲ證明シ能ハサルハ

八 未タ税ヲ拂ハサル物品ヲ此規則ニ定メタル届出ナクシテ倉庫ヨリ之ヲ持出スル

九 營業者ノ營業ヲ勸ムル爲メ其目的ニ使用スル約定ヲ以テ全ク國境税ヲ免スルカ又ハ一部ヲ科シタル後其税ノ全額ヲ拂フコトナクシテ他ノ目的ニ使用スルカ又ハ賣却シタルハ又ハ税關ヨリ信用ヲ以テ其物件ヲ渡サレタル者ノ其税ヲ減少セン爲メ國境税則ニ背キ其物件ヲ所分シタルハ

第三百三十六條 前條ニ掲ケタル場合ハ只タ其事實アルハ所犯トシテ罰スヘシ

但第三百三十五條一ノ①②③④⑤⑥⑦⑧ノ場合ニ於テハ被告人

ヨリ禁制ニ背キタル罪又ハ國境税ヲ規避スル罪ヲ犯スコト能ハサルシカ又ハ其罪ヲ犯スノ目的ノナキコトヲ證明シタルハ止タ第三百五十一條ニ從テ過怠料ヲ科セラルヘシ

第三百三十七條 第二百二十五條ノ場合ニ於テ此規則ニ從ヒ國內ニ運送シタル物品ノ送狀ヲ直チニ示スコト能ハサルカ又ハ簿冊ニ記入セサルハ國境税ヲ規避シタルモノト推察スヘシ且場合ニ因テハ送狀又ハ簿冊ニ記入ナキ物品ヲ假リニ取押フヘシ然レモ審問ノ後推察ニ反對スル證アルハ第三百五十一條ニ從テ過怠料ヲ科セサルヘシ

第三百三十八條 輸出入又ハ經過ヲ禁シタル物品ヲ一國境税關ニ營業者ヨリ届出タルカ又ハ其他ノ者ヨリ檢査ニ差出シタル時又ハ二、其物品ノ郵便ニ因テ到着シ之ヲ送達スヘキ者ノ禁制ニ背カントス

ル目的ノ證ナキハ並ニ之ヲ罰ス可カラス其物品ハ之ヲ送り還スヘシ

第一ノ場合ニ於テハ禁制物ヲ持來ル者ノ費用ニテ之ヲ送り還シ
第二ノ場合ニ於テハ政府ニテ爲メニ費用ヲ生シタルハ其物品ニ擔當セシムヘシ

第三百二十九條 (再犯ノ罪) 裁判判決ヲ受ケタル後再ヒ禁制ニ背クカ
又ハ國境稅ヲ規避シタルハ其物品ヲ沒收スル外ニ第三百二十三條
第三百二十四條ノ罰金ノ二倍ヲ科スヘシ

第四百十條 (三犯以上ノ罪) 三犯以上ハ其物品ヲ沒收スル上通常ハ
自由ヲ奪フ刑ニ處スヘシ其刑ハ前條ニ掲ケタル罰金ノ二倍ノ高ニ
應シ之ヲ定ムヘシト雖モ二年ヲ越ユ可カラス(第六十一條)

然レモ裁判官ノ見込ニ從ヒ例外ヲ以テ後犯ト前犯トノ情狀ヲ圖リ

第三百二十九條ノ罰金ノ二倍ヲ科スルコトヲ得但禁制ニ背クコト又ハ國
境稅ヲ規避スルコトヲ常務トセサルハニ限ルヘシ

第四百十一條 再犯以上ノ罰(第三百二十九條第四百十條)

後犯ヲ爲シタルト同一ノ連邦ニ於テ初犯ノ判決ヲ受ケタルト否ト
ニ拘ハラス其刑ニ處スヘシ

再犯以上ノ判決ヲ爲スニハ禁制ニ背キタルコト國境稅ヲ規避シタ
ルコト同一ノ所犯ト看做スヘシ

但前犯ノ自由ヲ奪フ刑ノ滿期後又ハ罰金ヲ完納シタル後又ハ其罪
ヲ免セラレタル後三年ヲ經レハ再犯以上ノ罰ヲ科ス可カラス
裁判ノ手續ヲ用ヒスシテ其罪ニ服シタルハモ裁判判決ト同様ニ看

做スヘシ

第四百十二條 荷物委托人ヨリ與ヘタル報道書運送狀又ハ其他ノ書面ニ因テ荷物ヲ不正ニ報道シタルカ爲メ第三百三十五條第一(一)(二)ニ從テ荷物運送人又ハ運送世話人ヲ罰シタルカ又ハ第三百三十五條第七ノ場合ニ於テ國境稅ヲ規避シタル證據ナク止タ第七ニ掲ケタル事實ニ因テ罰ヲ科セラレタルルルハ其後同一ノ所犯ヲ爲スモ再犯ノ刑ニ處スヘカラス又他ノ稅則ヲ犯ストモ此罰ノ爲メ再犯ト爲ス可カラス

第四百十三條 (加重スヘキ情狀アル禁制ニ背クカ又ハ規避スル罪)

左ノ場合ニ於テハ禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避スル罪ノ刑ノ半ヲ倍スヘシ

- 一 運送ノ時物品ヲ隱密ナル箱ニ入レタルカ又ハ其他容易ニ見出し難ク隱閉シタルルル
- 二 監督ニ付シタル物品ヲ運送中變換スルカ又ハ其物質ヲ變シタルルル
- 三 官ノ封印ノ破壊除棄滅盡シ因テ禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避スルルル

但シ第六十一條ニ定メタル自由ヲ奪フ刑ノ最多額ヲ越ユ可カラス

第四百十四條 第三百三十五條第九ノ場合ニ於ケルモ亦其刑ヲ加重スヘシ且其他犯人ニ與ヘタル特例ヲ失フヘシ

第四百十五條 三人以上共ニ謀テ禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避シ

タルハ其内ノ首タル者ニ對シテハ三月ヨリ六月ニ至ル自由ヲ奪フ刑ヲ本刑ニ増加スヘシ其他ノ者ニ對シテハ一月以上三月以下ノ自由ヲ奪フ刑ヲ本刑ニ増加スヘシ

三人以上同時ニ犯所ニ於テ捕縛セララル、ハ共ニ謀テ罪ヲ犯シタル者ト推測スヘシ但此等ノ者ヨリ期セスシテ遇合シタルトテ證明スルカ又ハ其情況アリタルハ此限ニ在ラス

判決ヲ受ケタル後更ニ共謀シテ罪ヲ犯スカ又ハ永久連結シテ共ニ罪ヲ犯シタルハ其内首タル者ハ本刑ノ外ニ一年以上二年以下ノ自由ヲ奪フ刑ヲ増加シ其他ノ犯人ニハ本刑ノ外ニ六月以上一年以下ノ自由ヲ奪フ刑ヲ増加スヘシ

第四百四十六條 ①禁制物ヲ保險シテ運送スルカ又ハ物品ヲ保險シテ

國境稅ヲ拂フコトヲ規避シタル者ハ本刑ノ外ニ二月以上三月以下ノ自由ヲ奪フ刑ニ處セラルヘシ

②三人以上共ニ謀テ保險ヲ爲サシメタル上禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避スル者ハ第四百四十五條ニ從テ首タル者ニ科スヘキ刑ハ八月以上一年以下ヲ増加シ其他ノ犯人ニ對スル刑ハ四月以上六月以下ヲ増加スヘシ

③保險會社ノ保險ヲ引受ケタル者及ヒ其頭取ハ①②ノ場合ニ於テハ一年半以上二年以下ノ自由ヲ奪フ刑ニ處セラルヘシ其會社ノ計算役ハ六月以上二年以下ノ自由ヲ奪フ刑ニ處セラルヘシ其他ノ社員ハ六月以上二年以下ノ自由ヲ奪フ刑ニ處セラルヘシ
其他會社ノ該保險ノ爲メニ供スル資本ハ之ヲ沒收スヘシ若シ沒收

スルコト能ハサルハ五百「ターレル」ヨリ五千「ターレル」マテノ金額ヲ拂ハシムヘシ此金額ニ付テハ各犯人連帶シテ擔當スヘシ

第四百十七條 禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避スルハ官吏ニ抗抵セシカ爲メ兵器ヲ携帶シタル者ハ本刑ノ外ニ六月以上一年以下ノ自由ヲ奪フ刑ニ處セラルヘシ

國境區畫内ニ於テ稅道ニ非サル所又ハ夜間ニ兵器ヲ携帶セル犯則者ヲ捕縛シタルハ官吏ニ抗抵スル爲メニ携帶セル者ト看做スヘシ但其兵器ハ犯則ノ爲メ携ヘタルニ非サルコトノ景況アルカ又ハ之ヲ證明シタルハ此限ニ在ラス
其兵器ヲ以テ現ニ官吏ニ對シ抗抵シタルハ各連邦ノ法律ニ因テ處分スヘシ

其他危害アルヘキ器具モ亦兵器ト看做スヘシ

第四百十八條 (共犯ノ罪) 禁制ヲ背クカ又ハ國境稅ヲ規避スル罪ノ共犯人及ヒ從犯補助者ノ罰ハ第四百十五條第四百十六條ノ規則ヲ適用ス可カラサルハ各連邦ノ刑法ニ從フヘシ

再犯以上ノ罰ハ止タ再犯ノ罪ヲ犯シタル者ノミニ科スヘシ

第四百十九條 (自由ヲ奪フ刑ノ執行法及ヒ權利ヲ失フコト) 刑ノ種類及ヒ其執行法及ヒ之カ爲メ權利ヲ失フコトニ付テハ連邦ノ法律ニ從フヘシ

第四百五十條 (過怠料) 國境稅ヲ規避スルノ目的アルニ非スシテ官封ヲ破開シタルハ三百「ターレル」以下ノ過怠料ヲ科セラルヘシ但圖ラサル事故ニ因リ自然ニ破壊シタルコトヲ證明シタルハ此限ニ

在ラス

六百五十八

第五百一十一條 此規則及ヒ之ニ關スル行政規則ヲ犯シタル者ノ別ニ其罰ノ定メナキトハ五十「ターレル」以下ノ過怠料ヲ科セラルヘシ

第五百一十二條 (民事擔當人)

- 一 商人及ヒ營業者ハ其雇人丁稚、市場手傳人、營業手傳人、配偶者、子及ヒ其他使用スル者又ハ貸錢ヲ給シテ傭入ル、者及ヒ家屬トシテ同居スル者ノ爲メ
 - 二 鐵道所有者及ヒ汽船會社ハ其役人及ヒ代理人ノ爲メ
 - 三 其他商人及ヒ營業者ニ非サル者配偶者及ヒ子ノ爲メ
- 是等ノ者カ一時委任セラレタルカ又ハ永久委任セラレタル商業及營業等ヲ爲スルニ遵奉スヘキ國境稅則又ハ其行政規則ヲ犯シタル

カ爲メ科セラレタル罰金及ヒ國境稅又ハ其裁判費用ヲ擔當スヘシ

國境稅關ハ犯則者ヨリ罰金ヲ取立ルコ能ハサル場合ニ於テ擔當人ヨリシテ之ヲ取立ルカ又ハ取立ル代リニ直チニ犯則者ニ對シ罰金ニ換フヘキ自由ヲ奪フ刑ヲ執行セシムルコヲ得

- 一 三ニ掲ケタル擔當人ヨリ犯則ノ情ヲ知ラサルコヲ證明シタルトハ止テ國境稅ヲ擔當スヘシ

第五百一十三條 (沒收法) 禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避スルカ爲メ沒收シタル物品ノ損失ハ其所有者ニ歸スヘシ然レモ其所有者又ハ荷物ヲ委託セシ者ト第五百一十二條ノ關係ヲ有セサル運送人又ハ船長ヨリ犯シタルトハ別段ナリトス此場合ニ於テハ其物品ヲ沒收スル代リニ荷物運送人ヨリ其物價ヲ拂ハシムヘシ但所有者又ハ委託

者ノ其情ヲ知ラサルハニ限ル（委託者トハ所有者ノ各代人ナル者ヲ云フ）

第百五十四條 沒收スルコト能ハサル（物品ノ失セタルハ）場合ニ於テハ其代リニ其代價ヲ拂ハシムヘシ其代價ヲ評定スルコト能ハサルハニハ二十五「ターレル」ヨリ千「ターレル」マテノ金額ヲ拂ハシムヘシ

第百五十五條 沒收シタル物品ノ所有權ハ之ヲ取押ヘタルハヨリ政府ニ屬スヘシ且民法ニ從テ他人（沒收スヘキ物品ヲ餘人ノ現有スルハ）ニ對シ其權ヲ保護スルコトヲ得

第百五十六條 國境區畫内ニ於テ國境稅ヲ拂フヘキ物品ヲ見出シタルハ其所有者明カナラス及ヒ稅ヲ拂ヒタルコト又ハ國內ヨリ來リタルヤ明了ナラサルハ稅關ヨリシテ之ヲ取押ユヘシ

取押ヘタル物品ハ第百四條ノ一項二項ニ從テ處分スヘシ

第百五十七條 （他ノ罰スヘキ所犯ト並發スルハ）禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避シタル罪ト他ノ犯罪ト同時ニ發シタルハ他ノ罰ト共ニ此刑ヲ科スヘシ

第百五十八條 官封ヲ偽造シテ禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避シタルハ本刑ノ外ニ連邦ノ法律ニ定メタル公ケノ證書ヲ偽造シタル罪ニ處スヘシ

第百五十九條 何人ニテモ稅官又ハ其家屬ニ贈與又ハ其他ノ利益ヲ約シ又ハ利益ヲ與ヘ又ハ申出テ職務上ノ所爲ヲ犯サシメントシ又ハ之ヲ怠慢セシメントスル者ハ其所爲ノ賄賂ノ性質ニ屬スルモノナレハ賄賂ノ罪ニ處シ其性質ヲ有セサルハ二十「ターレル」以下

ノ過怠料ヲ科スヘシ

六百六十二

第六十條 (官吏ニ抗抵スル罪) 官吏ノ職務ヲ行フニ對シ爲ス可カラサルコトヲ爲シテ之ヲ妨クルガ又ハ爲ス可キコトヲ爲サスシテ之ヲ妨クル者ノ其侮辱又ハ暴行ヲ爲サ、ルルハ五十「ターレル」以下ノ罰金ニ處セラルヘシ

官吏ニ對シ侮辱暴行ヲ爲シタルルハ連邦ノ法律ニ從テ之ヲ罰スヘシ但第四百七條一項ノ場合ニ非サルルニ限ルヘシ

第六十一條 (罰金ヲ以テ自由ヲ奪フ刑ニ換フルコト) 罰金ヲ取立ルコト能ハサル場合ニ於テハ相當ノ自由ヲ奪フ刑ニ換フヘシ其刑ハ初犯ナレハ半年ヲ越ユ可カラス再犯ナレハ一年ヲ越ユ可カラス三犯以上ハ二年ヲ越ユ可カラス

自由ヲ奪フ刑ノ期限ヲ定ムルコト(第四百十條) 罰金ヲ以テ之レニ換フルコトニ付テハ連邦ノ法律ニ從フヘシ

第六十二條 (國境稅則ヲ知ラサルコト) 此規則及ヒ之レニ關スル行政規則ヲ知ラスト雖モ其罪ヲ免カル、コトヲ得ス外國人モ亦同シ

第六十三條 (期滿免除) 禁制ニ背クカ又ハ國境稅ヲ規避スル罪(第三百二十三條第三百二十四條)ハ犯シタル日ヨリ三年過怠ハ(第五十條) 第三百五十一條) 怠リタル日ヨリ一年ヲ經テ期滿免除ト爲ルヘシ

規避シタル國境稅ヲ拂ハシムル權ハ五年ニシテ期滿免除ト爲ルヘシ

第六十四條 (裁判手續) 裁判手續ハ連邦ノ法律ニ從フヘシ

國境稅連邦稅法

六百六十三

第二十一 附錄

六百六十四

第六百六十五條 此規則ハ千八百七十年一月一日ヨリ効力ヲ有スヘシ

此日ヨリ都テ此規則ニ抵觸スルモノハ廢止タルヘシ

第六百六十六條 連邦ニ於テ此規則ヲ布告スルル官署又ハ官吏又ハ犯罪貨幣(「ターレル」ヲ「マルク」トカ「グルデン」トカ云フナリ)ノ文字ニ付テハ之ヲ變更スルコトヲ得此規則ヲ施行スル爲メニ必用ナル規則ハ連邦ノ上院ニ於テ之ヲ定ムヘシ

國境稅表規則

千八百七十九年
七月十二日發

天帝ノ輔翼ヲ以テ獨逸國ノ帝及ヒ普魯西國王タル朕「ツイルレム」ハ兩院ノ允許ヲ得テ左ノ條々ヲ確定ス

第一條 商品ヲ輸入スルルハ左ニ掲クル稅表ニ從テ國境稅ヲ取立ツ

ヘシ其稅表ハ千八百七十年十月一日ノ稅表及ヒ千八百七十三年七

月七日ノ改正稅表ニ換フヘシ

此規則ハ左ニ掲クル期日ヨリシテ効力ヲ有スヘシ

- 一 稅表第六號(鐵類)第十四號「酒ヲ作ル草」第十號(器械類)第二十三號(蠟燭)第二十五號(飲食物類)(タ)ノ二ニ掲ケタル商品ヲ除ク第二十六號(ハ)(脂肪)第二十九號(石炭油)第三十七號(動物類)第三十九號(家畜類)是等ハ直チニ効力ヲ有スヘシ

國境稅表規則

六百六十五

二 第九號ニホヘ(穀類)第十三號イロハニホヘ(木材)是等ハ千八百七十九年十一月一日ヨリ効力ヲ有スヘシ

三 第八號苧麻及ヒ草木ヨリ製スル生糸(木綿ヲ除ク)但取立ノ儘ノ物、水ニ浸シタル物、砧打シタル物又ハ漉キタル物又是等ノ層是等ハ千八百八十年七月一日ヨリ効力ヲ有スヘシ

四 其他稅表中ニ掲ケタル商品(第一ニ取除ケタル物モ包括ス)

第二條 秤量ニ因テ取立ル稅ハ左ノ場合ニ於テハ風袋ノ儘取立ヘシ

(イ)稅表ノ内ニ風袋ノ儘取立ヘキコトヲ明カニ掲ケタル所

(ロ)商品ノ稅百「キログラム」ニ付キ六「マルク」ヲ越エサル所

其他稅ヲ取上クルコトハ風袋ヲ除キ正味ノ目方ヲ以テ取立ヘシ
流動物ノ正味ヲ評定スルニハ其人レ物(樽、德利瓶等)ノ目方ハ取

除カス砂糖蜜ニ付テハ從前ノ規則ニ從フヘシ

其他ノ商品ニ付テハ上院ヨリ風袋共ニ懸ケタル百分ノ幾分ヲ定メ之ヲ正味ノ目方ニ算用セシムルヲ得

第三條 上院ハ稅表ノ第二號ノ(ハ)第二十二號ノ(イロホヘ)ニ掲ケタル商品ノ差戻ヲ止タ國境稅ヲ取立ル所ノ或ル部分ニ限り許ス可キコトヲ定ムルヲ得但關係者ヨリ其商品ノ最高稅ヲ拂フコトヲ欲セサル所ニ限ル

第四條 左ニ掲クル者ハ稅ヲ取立テス

(イ)外國ヨリシテ郵便ニ依頼シ送り來ル物品ノ風袋トモ二百五十

「グラム」未滿ナル所

(ロ)凡テ目方ニ從テ稅ヲ取ルヘキ商品ノ五十「グラム」以下ナル所

五「へ」ニヒ「ニ」満タサル税高ハ一切之ヲ取立テス五「へ」ニヒ「以上」ノ
税高ハ五「ニ」因テ割ルヘキモノハ零數ヲ除キ取立ヘシ

上院ハ本條ヲ濫用スル場合ニハ國境ヲ限リ制限法ヲ設クルヲ得
第五條 左ニ掲クル物件ハ左ニ掲クル要件ヲ備ヘタルハ國境税ヲ
取立テス

一 國境外ニ在ル土地ニ於テ國境内ノ住家及ヒ耕作場ヨリ出テ耕
作シテ取上ケタル物及ヒ牧畜ヲ爲シテ取上タル物牛乳ハタ并ニ國境
外ニ在ル土地カ國境内ノ土地ニ屬スルハタ其土地ノ山林ヨリ獲タ
ル物

二 古着古洗濯物但販賣ノ爲メニ非サルハタ及ヒ古家具又ハ小道具
古製造器械古手細工道具但轉住者ノ自分用ニ供スルハタ又別段ノ

許可ヲ得タル新製ノ衣服洗濯物小道具但外國人ノ嫁入道具ニシ
ヲテ國內ニ轉住スルハタ

三 古家具小道具但明カニ相續ニ因テ得タル物ニシテ別段ノ許可
得タルハタ

四 旅行用ノ器具衣服洗濯物等但旅人車夫船夫ノ自用ニ供スルハタ
旅行ヲ爲ス手細工人ノ手細工道具又ハ旅行ヲ爲ス藝人ノ其藝ヲ
爲スカ爲メ用フル器具鳴物并ニ以上ニ掲ケタル人ノ前後ヨリ遞
送スル類似ノ物品及ヒ旅中用ノ飲食物

五 車及ヒ鐵道用ノ車但旅人及ヒ荷物ヲ乗セテ國境ヲ經過スルハタ
並ニ内國ノ鐵道ニ屬スル空車又已ニ無用ニ屬スル外國ノ鐵道用
ノ車

旅人ノ車ハ別段ノ許可アレハ其所有者ヲ乘セテ國境ヲ經過セサル
ルモ但所有者ノ已ニ之ヲ使用シ且將來モ使用スヘキコトノ明カナ
ルモニ限ル

馬其他ノ獸類ノ國境ヲ經過スルモ旅人又ハ荷物車ヲ挽カセ又ハ
旅人ヲ乘スルカ又ハ旅人ノ荷物ヲ負ハシメタルモ

六 樽袋但油穀類等ヲ買込ミ再ヒ輸出スル目的ノ爲メ外國ヨリ持
來ルモ又ハ油等ヲ輸出シタル後外國ヨリ歸來ルモ此場合ニ於テ
ハ出入トモ同一ノ樽袋ナルコトヲ見定ムヘシ或ハ國境稅ヲ保證セ
シムルコトアリ但古キ空虛ナル樽袋等ニ於テハ輸出シタル穀類等
ノ入物ト爲リテ用ヒラレタルカ又ハ穀類等ヲ輸出シタル爲メニ
用ヒラル、コトノ明白ナルモハ其出入ノ監督ヲ要セス

七 切ノ見本ノ模型等ハ其目的ノ爲メニ用ユルモ

八 細工物(博覽會、國王ノ博物館、又ハ公ケノ用ニ供スル博物館ニ出
スル)其他書籍庫ノ用ニ供シ又ハ學問上ニ關スル物品及ヒ天然物
九 古器物但其全ク古ヒタルヨリ價アル物ニシテ博物館ノ用ニ供
スヘキコトノ疑ナキモ

十 船舶ヲ製造及ヒ修復シ又ハ船舶ヲ爲スニ用フヘキ物件並ニ船
舶ニ缺ク可カラサル緊要ノ器具但上院ヨリ規則ヲ發シテ之ヲ定
ムヘシ

前項ノ目的ニ供シタル鐵物ニ付テハ從前ノ規則ニ從フヘシ

第六條 獨逸ヨリ出タル獨逸船或ハ商品ヲ他ノ外國ニ比スレハ過分
ノ稅ヲ科スヘキ國ヨリ來ル商品ニハ條約ニ別ニ定ナキモハ稅表ニ

掲ケタル高ノ百ニ付キ五十マテ増税ヲ課スルコトヲ得

前項ノ増税ヲ取立ルルハ上院ノ允許ニ因リ帝ヨリ布告ヲ發シテ之ヲ定ムヘシ

其布告ハ直チニ下院ニ通知スヘシ下院ノ閉院中ナレハ次キノ開院ヲ待テ直チニ通知スヘシ下院ニ於テ其通知ヲ承諾セサルハ無効タラシムヘシ

第七條

一、税表第九號ニ掲ケタル外國ヨリ來ル商品ノ全ク外國ニ販賣スル爲メナレハ監督ヲ受クルコトナクシテ倉庫ヲ借受クルコトヲ得其倉庫ニ於テハ届出スシテ隨意ニ其商品ヲ積替ヘ且内國ノ商品ト混合スルコトヲ得但其混シタル商品ヲ輸出スルニハ其内ニ混シタル外國品ノミヲ國境税ヲ拂ハスシテ通行スルコトヲ得ヘキ者ト看做ス

ヘシ其他如此混合ヲ爲スヘキ商品ニハ内國ニ賣捌クト外國ニ賣捌クトヲ問ハス倉庫ヲ貸與フルコトヲ得

二、又第十三號ノ(木)木材ニモ監督ナクシテ倉庫ヲ貸與フルコトヲ得然ルルハ倉庫ヲ閉ツルコトナク第十三號ノ(一)ノ材料ヲ一時倉庫ヨリ出シテ製作ヲ加ヘタル上(二)ノニ屬スル者トシ再ヒ倉庫ニ入ルコトヲ得

筏トシテ入り且通行券(一)ヲ以テ經過スル木材ニ付テハ上院ヨリシテ一般ニ定メタル差戻法ヲ簡略ニスルコトヲ得

三、風水車製造場ヲ所有スル者ノ爲メ(第二十五號ノ(タ)ニ)外國ノ穀物ニ課スル輸入税ハ輸出ノ際其粉ニ爲シタル分量ニ從テ減スルコトヲ得則其粉ヲ輸出スルカ爲メ純益ニ應スル穀類ノ目方ヲ

無税ニテ通行セシムヘシ但其純益ヲ定ムルコトニ付テハ上院ヨリ規則ヲ發スヘシ

四 倉庫所有者ノ詳細ナル規則ハ(千八百六十九年七月一日ノ規則 第百八條第百九條第百十五條第百十八條)上院ヨリ之ヲ發ス可シ

第八條 國境税及ヒ烟草税ノ高一年ニ一億三千万「マルク」ヲ越エタルハ其餘分ヲ各連邦ニ還付スヘシ其割付方ハ各連邦ヨリ人口ニ應シ出金スヘキ方法ニ從テ割付クヘシ

此還付ハ獨逸出納局ト各連邦間ニ於テ獨逸憲法ノ第三十九條ニ掲ケタル三月毎ノ計算及ヒ一年間ノ計算ニ從テ精算ヲ爲スヘシ

此規則ハ千八百八十年四月一日ヨリ効力ヲ有ス
千八百七十九年十月一日ヨリ千八百八十年三月三十一日マテノ國

境税及ヒ烟草税ノ高カ五千二百六十五万千八百十五「マルク」ヲ越エタルハ其餘分ハ各連邦ノ人口ノ割合ニ從テ其出金ヨリ扣除スヘシ

國境税表

番號	商 品 ノ 名 稱	秤 量 ノ	新 税	舊 税
一 號	屑(イ)鐵製造ノ屑鐵冶屑鐵屑(錫トタン)ノ屑 屑硝子屑硝子及ヒ磁器製品ノ破片蠟製ノ屑サホン製造ノ屑革染ノ屑ニカ ワ古革其他製造ノ用ニ供スヘキ革ノ屑		無 税	無 税

國境税表

(ロ) 屠リタル獸類ノ血(流レタルト固マ リタルニ拘ハラズ) 獸類ノ筋 穀 ス ロイ 燒酎ノ殘リ 水糖 糶 石 炭 ノ穀 燒酎ノ殘リ 水糖 糶 石 炭 燒キタル灰肥料(動物ノ肥) 他ノ肥料(例 ニシテ) 灰肥料(動物ノ肥) 他ノ肥料(例 ニシテ) アクヲ拔タル灰(石灰ヲ燒タル灰 骨 汁 砂糖土其他ノ獸骨 コソツフエンシヤム チエケルニヤド 税ヲ課スヘキ肥料則チ人工製ノ肥 料用ノ鹽ハ別段ノ許可アレハ其税 ヲ免ス肥料用ノ鹽ハ現ニ肥料ニ用 フヘキコヲ監督シタル上ニテ免ス ヘレ	無税 無税 無税
(ハ) 古切紙ノ斷チ屑(文字印刷シタルモ ノ) 古網古綱引古綱解キタル麻 別段ニ扱ケナキ屑ハ屑ノ生スル物	

番號 二號
ノ實質ト同様ニ取扱フヘシ

木綿及ヒ木綿製ノ物(イ) 木綿ノ取立儘 及ヒ木綿ノ積タル物 柝キタル物 染タ ル物 (ロ) 木綿ノ綿 (ハ) 木綿ノ糸混セサル木綿又ハ麻絹毛 其他植物製動物製ノ物質ト混シタル 物 一一筋ノ木綿糸(荒糸) イ イギリス第十七番マテハ	百キロ ガラム ニ付一 マルク 五十ハ ニヒ	無税 無税 無税
ロ 第十七番以上第四十五番マテ	百キロ ガラム ニ付十 ニマルク 十八マ	十二マ ルク 十二マ

ホ 第七十九番以上ハ

四三筋以上ノ荒晒染タル木綿糸

四十八

二十四

マルク

マルク

四十八

三十六

マルク

マルク

七十マ

三十六

ルク

マルク

二十四

三十六

マルク

マルク

六「ランブ」ノ心(織ラサルモノ)

(二)木綿バカリヲ以テ製シタル物又ハ

金糸(絹ヲ混セス)毛其他第四十一號ニ

掲ケタル動物ノ髪トヲ混シテ製シタ

ル物

一鹿(生木綿ヨリ作タルモノ)キ厚キ織

物「ビロードヲ除ク」チエル(木綿ノ敷

物

六百八十

八十マ
鹿ノ
織物六
十マル

キ物(染メス及ヒ形ナキモノ)

二晒シタル厚キ織物(ビロードヲ除ク)

及ヒ之ニツヤカケシタルモノ

三都テ一ニ六ニ含蓄セサル厚キ織物

(生木綿ヨリ製シタル厚カラサル織

物ノ一ニ含蓄セサルモノ)(窓掛ケヲ

除ク)履足袋房サ卸金糸ヲ交セタル

練リ物

四窓掛ケ晒シテツヤ付ヲ爲シタル物

百マル

六十マ

ク

ルク

百二十

九十六

マルク

マルク

二百三

荒キマ

十マル

九十

六マル

六マル

國境稅表

六百八十一

五都テ薄キ織物則チヤコ子ツト、薄紗 チユル、マルリ、ガーチエ、(是等ノ物 ノ第一第三第四ニ含蓄セサル物)	二百マ 百五十 ル	六 マル
六スカシ織及ヒ組ミ物 <small>スベラチエシ スベラチエシ</small>	二百五 百五十 十 マル	六 マル
ニノ性 一木綿糸ヲ以テ製シタル魚網新キ モノ	三 マル	三 マル
二木綿屑糸ヨリ製シタル下等ナル 織物(一箇カ五十センチメートル ノ横堅ヲ越ヘサル物ニシテ鼠色 ナル風呂敷ノ如ク見ユル印刷用 又ハ布巾等ニ用フヘキモノ又ハ 外ノ糸類若クハ染タル糸ヲ混シ	十 マル	六 十 マ ル

タルモノ 三磨キ用ノ麻ヲ製造スル爲メニ使 用スヘキ荒キ織物並ニ磨キ用ノ 麻是等ハ検査ヲ受ケタル上免許 状ヲ受ケタルトハ	免 税 免 税
---	------------------

番號 三號	鉛又ハスピースガランツトタン錫ヲ 混シタル物及ヒ是等ノ物ヨリ製シタ ル物件 (イ)荒鉛片鉛鉛銀金ノ礫 <small>カケナマリ ケレンテ</small> (ロ)延シタル鉛鉛版 (ハ)礫鉛ニテ製シタル物件木鐵トタン、 錫ニ結付ケタル鉛製ノ物件(磨キ又ハ	無 税 無 税 三 マル 無 税 六 マル 無 税
----------	--	--

國稅表

番號	品名	税率
四號	漆ヲ懸ケサル物(鉛線)	二十四
	(三)精選ナル鉛製ノ物件、漆ヲ塗リタル鉛製ノ物件並ニ他ノ物質ニ混合シタル鉛製ニシテ第二十號ニ含まサル物件	二十四 マルク
	帶又ハ飾ヲ作ルヘキ物件	四マル
	(イ)龜跡ナル物件	無稅
	一 木皮、莖芽、艸根、ビンゼン等ヨリ製シタル刷毛帚又ハ木及ヒ鐵ニ結付ケ磨キ又ハ漆ヲ塗ラサル物	ク
	二 他ノ刷毛、帚又ハ木及ヒ鐵ニ結付ケ磨キ又ハ漆ヲ塗ラサル物	八マル
	(ロ)精選ナル刷毛帚又ハ他ノ物質ニ結	無稅
		ク
		二十四

付ケ第二十號ニ含まサル物

番號	品名	税率
五號	乾物調藥染藥	マルク
	(イ)エーテル、コロ、ホルム、コロジユ、ム、エーテル製油但(ロ)(リ)ニ掲ケタル物ヲ除ク、エツセンチモン、エキスタラクテ、チンクツユーレン、ウエセル、アルコル又ハエーテルヲ包メル營業醫業ニ供スル物漆類(油漆ヲ除ク)繪具及ヒ洗濯用及ヒ繪具塊、墨、及ヒ墨、繪具箱、鉛筆、朱、繪具棒、石、筆	二十マ ルク
	(ロ)ワーフホルツテルヨール、ロスマリインヨール	十二マ ルク
	(ハ)ヲキサールゾイレ、ヲキサールザウ	十二マ ルク
		八マル
		ヲキサ

國境稅表

レスカリ	黄紅白ノブ	ラーウザウレ	ク	一ル無
スカリ				税
(ニ)エツツカリ	エツツナ	トロ	四マル	云々六
ヒルニス			ク	マルク
(ホ)アラウ	ン、印板肉	ポールカル	三マル	黄紅白
薬	ラン	ビキ、グラチ	ク	云々六
ス、靴墨	封蠟	インキ		マルク
塗薬	引火奴			六マル
(ヘ)ソーダ	カルチ	ニール	二マル	ナト
	重	タ	ク五十	税
	酸	ソー		無

(ト)ソーダ	天然又ハ人工	ニテ作りタル	ヘニヒ	ヘニヒ
ソーダ	キリス	スターリシール	一マル	ク五十
(ボターセ)			ク五十	ク五十
(チ)火除硝子			ヘニヒ	ポター
(リ)營業用又ハ醫藥用	ノ天然物及ヒ舍		一マル	無税
密製ノ物	就中乾物調藥品	染藥是等ノ	ク	無税
(イ)ヨリ	(チ)マテ又ハ他ノ	番號ニ包括セ		
サル物	ベンツ	ヨールテイル		
ルベン	チン	ヨールハルツ		
ール	ヨール	ハルツ		
ノ風袋	共)ムンド	ラワク		

國境稅表

番號	
六號	<p>アイソングジクツテゼフテ、丸藥酒ノ精 <small>費價タル計</small> (乾キタルト濕ヒタルト)</p> <p>鐵及ヒ鐵製ノ物件</p> <p>(イ) 鐵鐵ノ、屑片ノ第一號ニ包括セサル物</p> <p>(ロ) 鐵冶スヘキ鐵「シユアイス鐵シユアイス」 <small>シユアイス</small> 鋼フルツス鐵フルツス鋼九角等ノ形ヲ有シタル者モ包括ス車輪ノ鐵 耕作用鋼鐵角ニ張ル鐵鐵道線鐵 線鐵鐵柱 敷居鳴居鐵 一 ルツペンアイゼンヒーシー子 <small>溶シタル鐵ツクテ含ム物</small> インゴツツ</p> <p>二 カラチエングラーフヲ製スルニ</p>

一マル	無稅
二マル	無稅
ク五十	無稅
ヘニヒ	無稅
一マル	無稅
ク五十	無稅
ヘニヒ	無稅
五十	無稅

國境稅表

<p>川フル棒鐵ハ監督ヲ經タル上免 許狀ヲ得レハ</p> <p>(ハ) プラツテンウインドブレヘー 一 荒板</p> <p>二 磨キタル板塗リタル板銅ヲ鍍シタル板 板錫ヲ鍍シタル板「トマン」ヲ鍍シタル板 鉛ヲ鍍シタル板</p> <p>(ニ) 線鐵銅錫「トマン」鉛ヲ鍍シタル物磨 ヲ掛タル物漆ヲ掛カケタル物</p> <p>(ホ) 鐵製品</p> <p>一 極鹿末ナル鐵製品</p> <p>(イ) 揆型ニテ作りタル物</p>

ニヒ	無稅
三マル	無稅
ク	無稅
五マル	無稅
ク	無稅
三マル	無稅
ク	無稅
五マル	無稅
ク	無稅
二マル	無稅
ク五十	無稅
ヘニヒ	無稅

(ロ) 下地鐵橋梁用ノ鐵鑄鐵汽車ノ軸
 アキセン鐵輪アッヘル大砲ノ筒
 冶鑄鐵螺旋卷ツインデンハツケン
 子ーゲルシユミーデヘンメル車ノ
 パチボルステルフエーデルンベレ
 ツヘアイゼンヘムシユーフトフア
 イゼン
 馬蹄鐵

三マル 無稅

(ハ) 鍛冶ニテ延シタル鐵管

五マル 無稅

二 産末ナル鐵製品

(イ) 外ニ掲ケナキ物木製ニ結付キタル物
 (ロ) 研キタル物テイルヲ掛ケタル物
 銅錫トタン鉛ヲ鍍シタル物エマリ

六マル 無稅

十マル 無稅

ヲ掛カケタル物但シ磨キヲ掛ケ漆
 ヲ塗リタル物ハ別ナリ氷走ノ靴鐵
 鐵鎚鑿斧鹿ナル錠露ナル小刀長鎌
 手鎌馬毛汗垢ヲ掃フ物塔時計螺旋
 錠シヤブ衣類掛木ニ嵌ムル螺旋錠
 ヲ着クル螺旋車輪用螺旋鐵線用螺
 旋挾ミ器板錠肥草等ヲ混スル
 杓
 (ハ) 鐵ノ鑄ホーベルアイゼン
 溝鉋反物用ノ鉄仕立用ノ鉄木鉄
 プレヒセーレン鉄鋸鋸シユナイド
 ベン器械鉄紙鉄其類似ノ物
 引キ船ニ用フル綱及ヒ綱類
 三 精密ナル鐵製物

十五マ 無稅

ルク

番號	物	稅率
七號	(イ) 精密ナル模型ニテ製シタル物 鋳物 リモノト爲ル物 磨キヲ掛ケタル物 鑄物 細工ヲ爲シタル物 鑄物 鍛冶製ノ物 物	無稅 無稅 無稅
	(ロ) 鍛冶ニ用フヘキ鐵製物(磨ヲ掛ケタル物) 漆ヲ掛ケタル物 組物用ノ棒クケ針釣鉤磨キ棒等 テ是等ノ物件ハ外ニ掲ケナキト又ニ包括セサル物 (ハ) 縫針鋼及ヒ他ノ鐵屬ヨリ製シタル筆時計用ノ鐵器械一切ノ小銃	二十四 二十四 マルク マルク 六十マ 六十マ ルク ルク
土鐵貴キ鐵金銀		無稅 無稅 無稅

番號	物	稅率
八號	土及ヒ鐵質物(燒タル物溶ケタル物挽キタル物)並ニ鐵製造ヲ加ヘタル物ナリトモ是等ノ物ノ名ヲ指シテ稅ヲ掛ケサルト貴キ鐵通用金ニ造リタルモ又ハ棒ニ爲シタルモ又ハ斤塊ト爲シタルモ	一マル 無稅
九號	麻及ヒ其他植物質ノ紡績物(木綿ヲ除ク)荒及ヒ水ニ浸シタル物 柝キタルカ又ハ櫛シタル物又ハ共屑	一マル 無稅
	穀物及ヒ其他ノ耕作物	一マル 無稅
	(イ) 小麥 大麥 烏麥 穀ノアル實並ニ別	一マル 無稅

國稅表

番號		五十へ無稅	ニヒ	一マル ク二十 へニヒ	三マル ク	三十へ ニヒ	無稅	三マル ク
	段ニ掲ケナキ穀物類	無稅		無稅	無稅	無稅		
	(ロ)麥酒用ノ麥玉黍麥ノ一種 <small>ケムスタ マウス アムライチエン</small>	無稅		無稅	無稅	無稅		
	(ハ)麴ノ類 <small>ムカゴ</small>	無稅		無稅	無稅	無稅		
	(ニ)ハニース、コリヤンテル、ヘンヘル、 キユンメル、	無稅		無稅	無稅	無稅		
	(ホ)ラツプス、リユーブスサート	無稅		無稅	無稅	無稅		
十號	(イ)其他別段ニ掲ケサル耕作物	無稅		無稅	無稅	無稅		
	硝子及ヒ硝子製ノ物	無稅		無稅	無稅	無稅		
	(イ)錄其他ノ色ヲ用スル凹硝子硝子	無稅		無稅	無稅	無稅		

國境稅表

ノ家什器未タ研磨ヲ掛ケサル物又 ハワイデン、ピンゼン、ストロー又ハ ロールノ籠組ナル鋸ヲ附クル物、硝 子塊粗鹿ナル透明ナル硝子「プリン トガラス、コロンガラス」模型製硝子 板「家根用硝子」ユマユル用ノ硝子塊 及ヒ硝子塗リノ塊エマユルマツセ ガラシユールマツセ硝子ノ管及 ロ硝子ノ棒但如何ナル色ニテモ又 ハブルレンヲ製造スルハニ用フル トモ又ハ硝子ヲ噴キ丸玉ヲ作ルコ ニ用フルトモ	惣目方 八マル	惣目方 百キロ ガラム	稅物ハ無
(ロ)白キ凹タル硝子「研磨模様ノナキ 物又ハ研タル穴又ハ尻或ハ縁ヲ有	惣目方 八マル	惣目方 百キロ ガラム	稅物ハ無

スル物

(ハ)窓又ハ平坦^{平坦}ヘル硝子如何ナル色
ニテモ又研磨模様ナキ物是等ノ物
ハ豎横ヲ合セテ

一百二十「センチメートル」マテハ

二百二十以上二百「センチメートル」

マテハ

三二百「センチメートル」以上ハ

(ニ)一 鏡硝子^{ミロウ}細工ヲ加ヘサル物

ニターヘルガラス窓硝子鏡硝子研

六百九十六

ニ付
四マルキ

六マル

八マル

十マル

三マル

二十四

正味目

磨摸様ヲ爲シタルモノ又ハ色ヲ着
ケタル物又ハ種々ノ物質ヲ塗付ケ
タル物

(ホ)堤ケランプノ鋳硝子缸^{シリン}色ヲ付ケ
タルモノ

白キ硝子ノ塊ニシテ別段ニ名ヲ掲
ケサル物研、磨、鏝形ヲ作タル硝子(ロ)

(ヘ)ニ包括セサルモノ
硝子ノ小板硝子ノ小玉硝子磨^{カラスベレツク}モノ
硝子トロツペン^{カラスベレツク}色ヲ付ケタルモノ

ニ付

マルク

二十四

マルク

四マル

方ター
ヘル十
六マル
其^ク他^ハ
二^{マルク}十^四
硝子^{カラス}缸^{シリン}
硝子^{シユメ}紅
硝子^ラガ
硝子^{ロツ}ヘ
硝子^レガ
硝子^スコ
硝子^レル
硝子^モニ
硝子^モ四
硝子^ル六
硝子^ル十
硝子^板無
硝子^税

國境稅表

六百九十七

(ヘ)色付ノ硝子(イ)(ロ)(ホ)ニ掲ケタル物ヲ除ク、繪キタル硝子金銀ヲ鍍シタル物
 ガラスフリーユースエヲ、子フハスング、硝子器及ヒエマイルヲ掛ケタル物件ト他ノ物質トヲ結付ケタル物
 ノ第二十號ニ含マサル物
 ミルヒガラス、アラバステルガラス、但形ナキモノ又ハ研及ヒ繪カサルモノ又ハ研ヲ掛ケタル穴尻縁ヲ有スルモノ

三十マ
 ルク
 ガラス
 フリユ
 スエハ
 無税
 ミハ

ラバステル
 ガラス
 四
 マル
 其
 他
 ハ
 二
 十
 四
 マ
 ル
 ク

番號 十一號

八馬ノ毛並ニ毛製ノ物及ヒ羽子、
 ステン
 長キ毛
 波ノ

十
 マ
 ル
 ク

(イ)馬ノ毛細工ヲ爲サ、ルモノ又ハ整頓シタルモノ又ハ染付ケタルモノ又ハ形ヲ作りタル者又ハ練合シタルモノ又ハ剛ハキ毛、ヨールチユツヘル、床用ノ荒羽子
 (ロ)馬毛ノ組物、織物又ハ他ノ物質ト混シタル物ニテ馬毛ノ本トナルモノ
 (ハ)人ノ毛(イ)ノ如ク細工ヲ爲サ、ルモノ又ハ整頓シタルモノ
 (ニ)髪及ヒ其他ノ細工ヲ爲シタルモノ毛又ハ偽毛ヲ以テ作ルモノ
 (ホ)羽根筆ニ供スヘキモノ細工ヲ爲サ、ルモノ「鋸ニ付クル毛ノ(ト)ニ含マサルモノ

無
 税
 無
 税

四
 十
 八
 四
 十
 八

百
 マ
 ル
 無
 税

二
 百
 マ
 九
 十
 マ

三
 マ
 ル
 無
 税

國境稅表

番號	品名	税率
十二號	(一)羽根筆ノ細工ヲ爲シタルモノ及ヒ寢床ノ用ニ供スル羽根ノ手ヲ入レタルモノ (ト)鋸ニ供スル精工ノ羽根	六マル 無稅 ク 三百マ 百八十 ルク マルク
	皮革 皮革 (イ)皮細工ヲ爲サ、ルモノ(綠礬又ハ鹽漬又ハ石灰漬又ハ乾カシタルモノ) (ノ)皮製ニ供スル物未タ手ヲ入レサルモノ付ギタル羊ノ皮羊ノ子ノ皮チユゲンノ皮又ハ毛ヲ抜キタル羊ノ皮是等ノ物ハ手ヲ入レサル限ル	無稅 無稅

國境稅表

番號	品名	税率
十三號	(ロ)羽織笠ニ供スヘキ毛皮 木其他植物動物性ノシユニツストフ並ニ是等ヨリ製シタル物件 (イ)薪木細枝及ヒ細枝ヨリ製シタル箒木炭コロツブノ木但板又ハ丸ク作リタルモノロークーヘン木ノ若葉ヲ集メテ塊メタルモノ(瀝ヲ取リタル若葉ヲ燒キモノトシタルモノ) 植物動物性ノシユニツストフノ別ニ名ヲ掲ケサルモノ (ロ)木ノ皮及ヒ色付ケニ供スル若葉	無稅 無稅 無稅 無稅 無稅 無稅 五十ハ 無稅 ニヒ

供スル材木

一手ヲ入レサルカ又ハ斧ヲ以テ手
ヲ入レタルモノ

二 鋸ニテ切りタル木又ハ其他ノ器
械ヲ以テ製作ヲ加ヘタルモノ、フ
ハツスダウベン及ヒ類似ノ切り
柄ノ板
タル木、手ヲ入レサル柳旅行用ノ
杖

(ニ)粗鹿ナル色ヲ付ケサル桶屋ノ作
リタル物

百
ガ
ラ
キ
ロ

百
ガ
ラ
キ
ロ
無
税

國境稅表

轆轤挽キノ物、差物、鉋ヲ掛ケタル木
製ノ物及ヒ車屋ノ作リタル物、堅木
ノ家什及ヒ飭ヲ付タル家什ヲ除ク
皮ヲ剥キタル籃ニ用フヘキ柳、鹿粗
ナル籃「色」ヲ付ケス漆ヲ塗ラス磨ヲ
掛ケステールヲ塗ラサル物「ホルン
ブラツテン、粗鹿ナル彫タル板、椅子
ニ用フル籐「色」ヲ付ケタル物又ハ拆
キタル物
(ホ)彫タル木床板「膠」ヲ付ケス色ヲ付
ケス
(ハ)木製ノ家什及ヒ家什ニ用フヘキ
質ノ(ニ)(ト)ニ含まサル物又ハ金物
ナメシ革硝子、石「貴」石ヲ除ク「石
スライ

六 マ ル	十 マ ル	無 税
粗鹿 色ヲ 付ケ ヌ	差物 床 板	

百 ガ ラ キ ロ	百 ガ ラ キ ロ	百 ガ ラ キ ロ	百 ガ ラ キ ロ	百 ガ ラ キ ロ	百 ガ ラ キ ロ
無 税	無 税	無 税	無 税	無 税	無 税

製ノ反物磁器ノ類ト結付ケタル物

差物、轆轤製ノ物、桶、車、及ヒ粗鹿ナル
 籃「色」ヲ付ケタルカ漆ヲ塗リタルカ
 磨ヲ掛ケタルカテールヲ掛ケタル
 カ又ハ以上ニ掲クル物質ヲ結付ケ
 タル物膠ヲ塗リタルカ鋸ヲ付タル
 床板、粗鹿ナルコロツク製ノ物「スト
 ライヘン」散子入、木皮製ノ器物
 粗鹿ナル色ヲ付ケヌ手遊道具魚ノ
 骨

(ト)精密ナル木製ノ物、粘着又ハ彫刻

七百四

ヲ付遊具手
 無ハ具ハ手
 他共ハ具
 マル者ハ
 六ノ者
 六ノ者

三十マ
 二十四

番號	十四號	スル物精密ナル籃コロツク徳利口、 コロツクゾーレン、コロツク彫刻物 (ニ)水(ハ)(チ)ニ含マサル植物性又ハ 動物性ノ彫刻物「鼈甲、象牙、貝琥珀石、 ガガート、ゼットヲ除ク」又是等ノ物 ノ他ノ物質ト結付ケ第二十號ニ含 マサルモノ「ホルツブロンチニ、 (チ)都テ毛ヲ入レタル家什 一上ニ切ヲ張ラサル物 二上ニ切ヲ張リタル物	ルク マルク
ホツブ酒作			
總目方	二十マ	二十マ 四十マ 二十マ	二十マ 十マル

國境稅表

七百五

番號	十五號
器具器械船車	
(イ)物質ヲ問ハス一切ノ道具	
一 樂器	
二 天文器外科道具ヲブチイセ測量器舎密器(舎密局ニ用フル器械)究理器	
(ロ)器械	
一 ロコモチーレンロコモピーレン	
二 其他質質ノ異ルニ從テ	
(イ)木ニテ作りタル器械	
ルク	ク
三十マ ルク	十二マ ルク
無稅	無稅
ク八マル	無稅
三マル	無稅

國境稅表

(ロ)鑄鐵ニテ作りタル器械	ク三マル	無稅
(ハ)鍛鐵ニテ作りタル器械	ク五マル	無稅
(ニ)其他ノ鐵屬ニテ作りタル器械	ク八マル	ク八マル
造船ニ用フル蒸氣器械及ヒ釜	無稅	無稅
三カラチユン、カラチエンベシユレ	三十六マルク	三十六マルク
一ゲ		
(ハ)車及ヒ機		
一 アイゼンバーンフハールツイゲ	六マルク	無稅
(イ)皮、毛ヲ付ケサル物		
(ロ)其他ノ物	同	十マル
	付値百ニ	十マル
	ク	十マル

番號	番號	番號
十六號	曆	同
十七號	カウチユツク、グツタペルハ―並ニ之ヨリ製シタル物 ヨリ製シタル物 (イ)カウチユツク、グツタペルハ―ノ	二他ノ車及ヒ機皮又ハ毛ヲ付ケタル物 (ニ)海川ニ用ユル舟並ニ舟ニ屬スル器具鐵錙ノ鎖及ヒ其他ノ鎖蒸氣器械及ヒ蒸氣釜 助クテハ口用ニ屬スル物 ハセサル 其物 税額ニ付排定フメシル
無税無税	無税無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税
		付一箇ニ百五十マルク 百五十マルク

七百八

番號	番號	番號
十六號	曆	同
十七號	カウチユツク、グツタペルハ―並ニ之ヨリ製シタル物 ヨリ製シタル物 (イ)カウチユツク、グツタペルハ―ノ	二他ノ車及ヒ機皮又ハ毛ヲ付ケタル物 (ニ)海川ニ用ユル舟並ニ舟ニ屬スル器具鐵錙ノ鎖及ヒ其他ノ鎖蒸氣器械及ヒ蒸氣釜 助クテハ口用ニ屬スル物 ハセサル 其物 税額ニ付排定フメシル
無税無税	無税無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税
		付一箇ニ百五十マルク 百五十マルク

荒又ハ精製カウチユツクホルンマツセー「ハルトグンミ」磨ヲ掛ケタリ又ハ形ヲ付ケタル板或ハ丸棒、管筒等ニ作リタル物

(ロ)カウチユツク系他ノ物質ト結付ケス又ハ木綿糸、麻糸、毛糸、晒サ、色ヲ染メサルト結付ケタレトモ「カウチユツク」系ノ明カニ分カル物カウチユツク板「カウチユツク」溶解水

(ハ)柔カナル「カウチユツク」ヨリ製シタル鹿粗ナル物品(漆ヲ掛ケス色ヲ付ケス)ハルトグンミヨリ製シタル物都テ他ノ物品ト結付ケテ第二十號ニ含マサル物「カウチユツク」ヲ組

國境稅表

七百九

番號	番號	番號
三十號		
無税無税	無税無税	無税 無税 無税 無税 無税 無税
		付一箇ニ百五十マルク 百五十マルク

柔カナ
ルカウ
チユツク
製シタル
ルハ二
十クマ
ルハ二
十クマ
ルハ二
十クマ
ルハ二
十クマ

込ミタル糸

(ニ)柔カナル「カウチユック」ヨリ製シタル精製ナル物品「漆ヲ塗リタリ形ヲ付タル物又ハ他ノ物質ト結付ケテ第二十號ニ含マサル物」
 (ホ)「カウチユック」ヲ着セ又ハ之ニ浸シ又ハ之ヲ表裏ノ間ニ入レ又ハ他ノ物質ト結付ケタル「カウチユック」ノ糸ヲ織込タル織物「カウチユック」ノ糸ヲ混シタル履足袋又ハ房ノ類一製造場及ヒ「カウチユック」
馬フコスル皮

七百十

無税	九十マ	六十マ
無税	九十マ	二十マ 其他ノ物 十二マ

國境稅表

番號	
十八號	ル「ニ用フルカウチユック」ドロツクチユーフユル「人工ニテ作りタルモノ」カラツチエン製造ニ用フル物是等ノ物ハ監督ノ上免許ヲ得レハ二麻製ノ袋粗鹿ナル反物ヨリ製シタル器械用ノ帶及ヒ車ノ履ヒ是等ノ物ノカウチユックヲ混シタルモノ
	衣服及ヒ洗濯物(仕上ケタル物)並ニ粧飾ニ用フル物 (イ)絹又ハフロレット絹ヨリ製シタル

七百十一

九百マ	二十四マ	二十四マ
縫ヲ爲シタリ編ミ物ヲ付ク	マルク	マルク

ル物又ハ金線ヲ用ヒタル物、縫ヲ爲シタリ、編ミ物ヲ付ケタルモノ
スビチエシカヲイデ

(ロ)半絹製ノ物

(ハ)其他(ニ)(ホ)ニ掲ケサル者

(ニ)カウチエツクヲ塗リタルカ又ハ浸シタル織物ニ製シタル物並ニ他ノ物質ト混シタルカウチ、ユツク系ノ織物ヨリ製シタル物
 (ホ)洗濯物、麻又ハ木綿ヨリ製シタル物

七百十二

八十マ	他ノ物	ハニ百	四十マ	四百五	三百八	百三十	百五十
ク	ル	ル	ク	ク	ク	マルク	マルク
百八十	百八十	百八十	百八十	百八十	百八十	百八十	百八十
マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク	マルク
麻ヨリ	ハ六十	マルク	水綿ハ				

(ヘ)帽子

一 絹ニテ製シタル男帽子「チリンド」
 縁ヲ取り及ヒ縁ヲ取ラサルモノ

二 ヒユルツ製ノ男帽子「縁ヲ取り及ヒ縁ヲ取ラサルモノ」

三 女ノ帽子「縁ヲ取りタルモノ」

四 別段ニ掲ケサル帽子「縁ヲ取り及ヒ取ラサルモノ」
 (ト)人工ノ鈔花

國境稅表

七百十三

百八十	百八十	百八十	百八十
マルク	マルク	マルク	マルク
百八十	百八十	百八十	百八十
マルク	マルク	マルク	マルク
衣服同	様ニ稅	ヲ取り	タリ

番號	十九號	銅及ヒ別ニ名ヲ掲ケサル銅ノ類ヲン ノ類 ノ別ニ名ヲ掲ケサル物並ニ是等ヨリ 製シタル物品 (イ)荒銅又ハ銅ノ片又ハ銅錢及ヒ共 他ノ小錢 (ロ)棒又ハ薄キ板ニ延ハシタル物、銅 線、電信用ノ銅線	一 作リ花織物又ハ編ミ物ノミヲ以 テ作リ又ハ他物ヲ混シタルモノ 二 作花ニ用フル物則葉幹等ノ未タ 花ニ作ラサル物	百キロ ガラム ニ付	三百マ ルク	百八十 マルク	無 税	無 税	十二 マ ルク	電 信 線 ハ 一 部 無 税 ハ 一 部 無 税 ハ 一 部 無 税
----	-----	---	---	------------------	-----------	------------	--------	--------	---------------	--

國境稅表

番號	二十號	(ハ)板及ヒ線ニ作リタル物ニ鍍シタル銅 (ニ)銅製ノ物品 一 粗鹿ナル鍛冶シタル銅製眞鍮摸 型製ノ物木又ハ鐵ニ結付ケタル モノ、磨又ハ漆ヲ掛ケサル物赤 銅板ノ管又銅線ヲ以テ組ミタル 物 二 其他三ニ含マサル物及ヒ他ノ物 質ト結付ケタル物ニシテ二十號	十八 マ ルク	眞鍮製 ノ管ハ 二十四 マルク	其他ノ 物ハ十 六マルク	三十 マ ルク	二十四 マルク	二十八 マルク	二十 四 マルク	其他ノ 品ハ十 五マルク ニヒ
----	-----	--	---------------	--------------------------	--------------------	---------------	------------	------------	----------------	--------------------------

ニ含マサル物	三アルミニウム及ヒニッケル製ノ物遊贅物(アルセニード、ブリタニヤメタル、ブロンチエ、ノイシルベルトシバク等ヲ混シタル物ヨリ製シタル物精選ノ「ヘルニール」真鍮物又ハ他ノ物質ト結付ケタルモノ都テ是等ノ物ノ第二十號ニ含マサルモノ	六十マ ルク	六十マ 二十マ ルク
番號 二十號	ゼイタクブツ クルチエワーレン、ケンカーリ等 (イ)全部又ハ一部金銀真珠珊瑚寶石ヨリ作りタル物懷中時計、金銀ノ板 (ロ)一全部又ハ一部琥珀石チエロ	六百マ ルク	三百マ ルク
		二百マ 一部又	

國境稅表

イド象牙ガガートセット、ラワ、メルシヤウン、ベルムツテルシ、トロンヨリ製シタル物、金銀ヲ鍍シタル他ノ金ヨリ製シタル物又ハ「キセ」ヲ爲シタル他ノ金ヨリ製シタル物、プラチナ、金銀ヲ結付ケタル入齒	ルク	ハ全部 ベルン ステン エロチ イト 象牙又 ハガ ツト ワメ ルシヤ ウシヤ ベルム テルヨ リ製シ タル物 ハ二十 四マ クハ 一部 マハ 九部 ルマ 一十 他ノ 物共
---	----	--

二百マルク

品十
マル
九

二精選ナル遊藝物男女ノ飭物化粧
道具等共全部又ハ一部カアル
ミニニュームヨリ製シタル物又ハ
金銀ニ非サル物ヨリ製スレ共
精巧ヲ極メタル物金銀ニツケル
ノ鍍ヲ爲シタル物ヘルニューレ
ンヲ爲シタル物又ハ中等ノ石偽
石アラバステル或ハエマイル又
ハ彫刻物又ハパスペー、ン、カミエ
ン、摸型ニテ製シタル飭ヲ結付ケ
タル物等

三置キ時計懸ケ時計一切ノ扇類精
密ナル蠟細工

二百マルク

國境稅表

(ロ)ノ一ノ注第二十號ノロノ一ニ掲
ケタル物品ニ供スル爲メ細工ヲ爲
シタル象牙

(ハ)一交セ金銀ノ板

二眼鏡芝居眼鏡蠟製ノ眞珠雨傘日
傘

三水綿麻絹毛又ハ動物ノ毛ノ糸ヨ
リ製シタル物ニテ動物又ハ植物
製ノ細工物又ハ金銀ニ非サル金
物ガラス、グッタール、ベルハ、カウ
チ、ユツク、皮、レーデルツーフ、紙、パ
ツペー、石、蕨製ノ物又ハ陶器ト結
付ケ且別段ニ稅額ヲ掲ケサル者

三十マルク

二百マルク

二百マルク

二百マルク

皮及ヒ皮細工物

(イ)一切ノ皮(ロ)ニ掲ケタル物ヲ除キ
 色ヲ付ケサル物。色ヲ付ケタル「イフ
 テン」皮ベルガメント履用ノ鞆
羊紙 ナイフニ用ルモノ
 (ロ)履底ノ革、ブリュッセル及ヒデ子
 マルク製ノ手袋コルドワシ、マルキ
 シ、サヒヤン染付ケ革ノ(イ)ニ含マサ
 ル物漆塗革
 ナメシ又ハ半ナメシノ「チーゲン」
 及ヒ羊ノ皮色ヲ付ケ又ハ付ケサ
 ル物
 (ハ)粗鹿ナル履類馬ニ用ユル鞍手綱

十八マ
 ルク

三十六
 マルク

三マル
 グ

五十マ
 二十四

國境稅表

腹帶袋類並ニ色ヲ付ケサル又ハ少
 ク黒色ヲ付ケタル「ナメシ」革又ハ生
 革製ノ物都テ他ノ物質ニ結付ケ第
 二十號ニ含マサルモノ
 (ニ)コルドワシ、サヒヤン、マルキン、ブ
 リニセル革デンマルク革、セイミユ
 シニ革、ワイニスガールン革色付革漆
白ナメシ
 塗革ベルガメントヨリ製シタル精
羊皮紙
 密ナル物又ハ他ノ物質ト結付ケ第
 二十號ニ含マサル物一切ノ善良ナ
 ル靴鼠色ノ詰物ニ用フル麻切、帆木
 綿生麻ツイルリヒ、ドリルリヒ、蠟引
 ノ切ヨリ製シタル靴類及ヒ袋類ハ
 鹿粗ナル革製ノ物ト同一ニ看做シ

ルク

七十マ
 ルク

四十二
 マルク

又精密ナル蠟引切或ハ蠟引ノミス リン、蠟引タツヘット等ヨリ製シタル物ハ精巧ナル草細工ト看做ス (水)手袋	番號 二十二號	百マル 八十マ
麻糸麻切及ヒ其他麻製ノ物則麻其他 植物性ノ線物ニ用フル物質ヨリ製シタル系。織物。編ミ物。木綿ヲ除ク (イ)系(ロ)ニ掲ケタル物ヲ除ク	一 インギリス第五號マテハ 二 第五號以上第八號マテハ 三 以上第二十號マテハ	三マル 三マル 三マル
四以上第三十五號マテハ	九マル 三マル	
五第三十五號以上ハ	十二マ 三マル	
シエツテ、マニラハンフ、コッコフ、 フハゼルン手ヲ入ヲサル物手ヲ 入レタル物	無稅 無稅	
(ロ)色付ケタル打タル晒シタル系	十二マ 十マル	
一 インギリス第二十號マテハ	十五マ 十マル	
二 以上第三十五號マテハ	二十マ 十マル	
三 第三十五號以上ハ	三十六 二十四	
(ハ)合ハセタル系	三十六 二十四	
(ニ)晒サ、ル網類又ハ晒シタル網細	六マル 三マル	

國境稅表

四以上第三十五號マテハ	九マル 三マル
五第三十五號以上ハ	十二マ 三マル
シエツテ、マニラハンフ、コッコフ、 フハゼルン手ヲ入ヲサル物手ヲ 入レタル物	無稅 無稅
(ロ)色付ケタル打タル晒シタル系	十二マ 十マル
一 インギリス第二十號マテハ	十五マ 十マル
二 以上第三十五號マテハ	二十マ 十マル
三 第三十五號以上ハ	三十六 二十四
(ハ)合ハセタル系	三十六 二十四
(ニ)晒サ、ル網類又ハ晒シタル網細	六マル 三マル

引帶擔キ緒袋。粗鹿ナル「マニユラハ
ンフ」コソコソフハゼル「ヂユツトフ
ハ」ゼル」等ヨリ製シタル色ヲ付ケ
サル葎キ物

(ホ)麻切、ヅウイ、ルリヒ、トリツイルリ
ヒ、色ヲ付ケス晒サス打タス

一四センチメートル立方ノ面ニ於
テ「ルソ」寸四ガ
テ「ハ」縦横ノ系ヲ合セテ十六筋マテ

六マル

二センチ
チメー
テノ面立
方ニ於テ
ニ系二筋
十マハ
マテハ
四マル
ノ色付
等ハ物
十ノ六
ク其ハ
ノ物ハ

國境稅表

二四センチメートル立方ノ面ニ於
テ「ハ」縦横ヲ合セテ十七筋ヨリ四十
筋マテノ物並ニ「マニユラハフ」コ
ソコソフハゼン「ヂユツトフハゼ
ン」ヨリ製シタル精巧ナル色ヲ付
ケタル葎キ物

三四センチメートル立方ノ面ニ於

テ「ハ」四十一筋ヨリ八十筋マテノ物
色ヲ付ケタリ晒シタル網類(ニ)ニ
掲ケタル物ヲ除ク

四四センチメートル立方ノ面ニ於
テ「ハ」縦横ヲ合セテ八十一筋ヨリ百

十二マル

二十四マルク

二十四マルク

二十四マルク

三十六マルク

二十四マルク

二十筋マテハ
 五四センチメートル立方ノ面ニ於
 テ 縦横ヲ合セテ百二十一筋以上
 (ハ)麻切、ツイルリヒ、ドリルリヒ、染ヲ
 付ケタリ打タリ晒シタリ又ハ染付
 打、晒シタル物ヨリ織リタル物
 一四センチメートル立方ノ面ニ於
 テ 縦横ヲ合セテ百二十筋マテハ
 二四センチメートル立方ノ面ニ於
 テ 縦横ヲ合セテ百二十筋以上ハ
 (ト)一切ノ「ダマスト」細工ヲ爲シタル

六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク
六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク
六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク

食用ノ机懸ケ寝床ノ覆手拭麻製ノ 衣類	番號 二十三號	番號 二十四號	文學及ヒ技藝用ノ物品 (イ)紙ニ記載シタル物職務上ノ書類 草稿書籍銅版ノ圖其他ノ圖木版ノ 圖石板ノ圖寫真地理學航海學用ノ 地圖音樂ノ譜
(チ)紐、線、房、紗、織リタル線打紐縫ヒ物 履足袋、金線ヲ交セタル線糸其他ノ 物	番號 二十三號	番號 二十四號	
(リ)線糸製ノ組ミ物	番號 二十三號	番號 二十四號	

六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク
六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク
六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク	六十マ ルク

(ロ)彫刻シタル銅版彫刻シタル木ノ 笥並ニ圖銅版圖文字ヲ着ケタル石 版都テ紙ニ印刷スヘキ爲メニ用フ ル物 (ハ)畫圖「マルモル」及ヒ他ノ石ヨリ作 リタル像銅製ノ像「人間ノ高サアル モノ」メダル」	無稅	七百二十八
	無稅	
飲食物、香氣物、糕糖類其他元費物 (イ)一切ノ麥酒「メート」 (ロ)一切ノ燒酎「アラツギル」ム「アラ シツ」ブ「ラントワイン」混合シタルブ ラントワイン「桶又ハ瓶ニ入レタル	四マル 四マル 四十八 三十六	無稅 無稅 無稅 無稅

(ハ)一切ノ沈泥物「葡萄酒ノヘーヘヲ 除ク 流動スル麥酒ノ糟ヲ、スタリヤ、 バエールンノ境ノ「ヨ、ベルノイ ハウス」ヨリ「メレツキ」マテ「サクツ シ」ト「ビヨーム」ノ境ニルベツノ 左ニ在ル所「バーデン」ト「シワイツ」 ノ境ビヨームニングン及ヒ「ビヨ リ」ニ於テハ是等ノ地ノ住民ノ自 用ノ爲メ小量ニ運送スルル十五 キロガラム迄ハ (ニ)一桶ニ入レタル一切ノ酢	四十二 四十二 三マル 三マル	七百二十九
(ニ)一桶ニ入レタル一切ノ酢	八マル 八マル	七百二十九

國境稅表

二 德利又ハ瓶ニ入レタル酢

(ホ) ワイン、モス、チーデル、人工ニテ製

シタル飲料ニシテ他ニ掲ケサル者

一 桶ニ入リタルモノハ

二 德利ニ入リタルモノハ

(ヘ) プツトル人工ニテ製シタル物

國境ニ住ム人民ノ日用ノ爲メ郵

便ニテ運送ヲ爲サ、ルニ「キロガ

ラム」以下ノ目方但此無稅ヲ濫用

シタルハ地方限リノ命令ヲ發

シテ之ヲ禁シ又ハ制限スルコトヲ

得

四十八
マルク
十六マ

二十四
マルク
十六マ

四十八
マルク
十六マ

二十マ
ルク
八マル

無稅
無稅

(ト) 一 肉屠リタル新鮮ナル又ハ料理

ヲ爲シタルモノ一切ノ鳥鹿^{ニド}兎^{ニド}死シ

タルモノ^{ニド}「肉ノ表註^{ニド}ターフェル^{ニド}ブイ

ヨシ^{ニド}」^{ニド}「ライシユキストラクト

二 他ニ掲ケサル魚類

一ノ註 國境ニ住ム人民ノ日用ノ爲メニ

キロガラム以下ノ肉ヲ郵便ニ非

スシテ運送スルハ但此無稅ヲ濫

用シタルハ地方限リノ命令ヲ

發シテ之ヲ禁シ又ハ制限スルコ

ト得

(チ) 菓物^{ニド}「南方産ノ菓物」

一新精ナル蜜柑^{ニド}チトロー子^{ニド}ンレモ

十二マ
ルク
肉鳥ビ

無稅
其
他ノ
物
ハ
三
マ
ル
ク

三
マ
ル
ク
三
マ
ル
ク

無稅
無稅

十二マ
十二マ

ンボメラランチエンゴテナーテン
 等
 税ヲ納ムヘキ者ノ望ニ因テハ百
 箇ニ付キニマルクノ税ヲ取ルコ
 ヲ得然ルハ其腐敗シタル物ヲ
 官吏ノ目前ニ於テ棄テタレハ其
 税ヲ拂フニ及ハス
 ニフハイゲン、コーリントン、ローヂ
 無花草
 一子
 三乾シタルダツテルンマンデルボ
 メランチエン等 杏 仁
 (リ)香氣物別ニ掲ケサルモノ
 氣發油ヲ作ルカ爲メノ香氣物ハ
 監督ヲ受ケメル上ハ無税

ルク	ルク
二十四マルク	二十四マルク
三十マルク	二十四マルク
五十マルク	三十九マルク

國境税表

(ヌ)ヘーリング餅ノ鹽漬
 一鹽漬ノヘーリングニシテ商業普
 通ノ詰メ方ヲ爲サ、ルモノハ
 二肥料ノヘーリングノ腐敗シタル
 モノハ
 (ル)蜜
 (ヲ)一カツヘー(生ナルモノ)カツヘー
 ニ代用スル者「チホリ」ヲ除ク
 二燒キタル「カツヘー」
 三カ、ヲ豆
 四「カ、ヲ」ノ殼

一桶	三マルク
二付	二マルク
百キロ	無税
三マルク	二マルク
四十マルク	三十五マルク
五十マルク	四十二マルク
三十五マルク	三十五マルク
十二マルク	十二マルク

(ワ)カビヤー及ヒカビヤーニ代用スルモノ

(カ)ケーゼ

(ヨ)一砂糖漬砂糖製ノ菓子一切ノ菓子「カ」ヲマツセ「挽キタル」カ「ヲ」シヨマラード及ヒ其代用物砂糖酢油等ヲ以テ德利ブレツキニ漬ケタル物蔭乾シ又ハ鹽漬ノ菓實野菜物及ヒ其他ノ冗費物「ヒルチユ」トリユヘルン「ダフリユ」ゲル「ゼイチーレ」等製シタル魚類及ヒ辛「ヨリーエン」カ「ーベルン」バステーターテン「ゾース」及ヒ

ルク
百マル
六十六
マルク

二十マ
ク
十マル

六十マ
ルク
砂糖漬
ノ菓實
ヨリ辛
ニ至ル
マテハ
三十マ
ルク共
他ノ物
ハ四十
ニマル

栗「ヨ
ハンニ
スプロ
ード」
ニエン

其他食用ニ供スルモノ

二菓實「ゼンメライエシ」
「ペーレン」
「ベ
レツテル」
「ブレユ
ーテン」
「ピルチ
ユ」
「ゲ
ミユーゼ」
ノ乾シタル又ハ燒キタル
カ粉ニシタルカ表タルカ鹽ニ漬ケタ
ルカ是等ノ別ニ名ヲ掲ケサルモノ
菓實「ペーレン」
「リユ
ーベン」
ノ汁(砂糖
ナシニ製シタルモノ)
南方ヨリ來ル
菓ノ新精ナル及ヒ乾カシタル皮又
ハ未熟ノ「ボメラ
ンチエン」
又ハ鹽水
ニ漬ケタル物又ハ乾カシタル「ニ
ユ
セ」
「栗」
「ヨ
ハン
ニス
プロ
ード」
「ピ
ーニ

四マル

グ
ル
ハ
三
マ
ル
共
他
ノ
物
ハ
無
稅

ユシケルシ「焼キ又ハ挽キタル」チホ
 リー」
 (タ)一カラフト、メー、ブードル、ステ
 ルケ、ステルケ、グンミ、アロー、ロ
 ト、ルー、デルン、ザー、ゴ、ザー、ゴ、代
 用物、タヒ、カ
 二穀物及ヒ穀ヲ有スル物ヨリ實ヲ
 挽キテ製シタル物則チ鹿ク挽キタ
 ル又ハ皮ヲ剥キタル實、グラ、ウ、ベ、
 ギ、リ、ス、グ、リ、ユ、チ、エ、メ、ル、一、般、ノ
 饅物
 國境住民ノ爲メ三キログラムヲ
 越ヘサル分量ヲ運送スルハ無稅
 併ナカラ之ヲ濫用スルハ地方

六マル	無稅
二マル	無稅

國境稅表

限リノ命令ヲ發シテ之ヲ制限ス
 へシ
 (レ)貝、殼、蟲、則チ牡蠣、海老、ムキミ、龜等
 (ツ)米(穀)ヲ取リタル物及ヒ取ラサル
 物)
 「^粘ステルケ」ヲ製造スル爲メニ用フル
 米ハ監督ノ上
 (ウ)鹽「煮取リタル鹽、シ、テ、鹽、山、鹽、海
 鹽並ニ鹽ヲ分析スル物質
 海岸ヨリ輸入スル鹽ハ

總目方 百キログラム ニ付	二十四マルク	十二マルク
四マルク	三マルク	無稅
一マルク	無稅	無稅
二十ニヒ	二十ニヒ	二十ニヒ
八十ニヒ	八十ニヒ	八十ニヒ

(子)砂糖蜜

(ナ)烟草

- 一 烟草ノ葉未タ手ヲ入レサルモノ及ヒ莖又烟草水
- 二 製造シタル烟草

(イ)卷烟草、紙卷烟草

(ロ)其他ノ烟草

七百三十八

十二マ ルク	十二マ ルク	八十五 マルク	二百七 ク	二百七 ク	百八十 マルク
烟草葉	烟草葉	烟草葉 及ヒ莖 及ヒ烟草水	紙卷烟草 卷烟草	紙卷烟草 卷烟草	烟草葉 及ヒ莖 及ヒ烟草水

(ラ)茶

(ム)砂糖

砂糖及ヒ砂糖蜜ノ税高ハ千八百六十九年六月廿六日ノ砂糖税規則ニ依テ之ヲ定メタリ其規則ニ從ヘハ

- 一 精製シタル砂糖並ニ手ヲ入レサル砂糖但上院ノ命ニ因リ税關ニ備フヘキ和蘭陀ノ見本第十九號以上ノ物ニ當ルルニ限ルヘシ
- 二 手ヲ入レサル砂糖但第一ニ含マサルモノ

三 砂糖蜜

國境稅表

七百三十九

百マ ルク	四十 マルク	三十 マルク	二十四 マルク	十五 マ
茶	砂糖蜜	砂糖	砂糖	砂糖蜜

砂糖ノ溶解ニシテ検査ノ際砂糖 水ナルコトヲ確ト鑒定シタルル第 二ノ税ヲ科スヘシ	四メラツセ	焼酎製ノ爲メニ用フルルハ無税
番號	二十六號	
油他ニ掲ケサル物及ヒ脂肪 (イ)一切ノ油徳利又ハ瓶ニ入りタ ルモノ	二十マ ル	ク五 マル
二食用油則ヨリーブ油モー ン油セ	八 マル	ク三 マル
ザー ン油エ ールド ヌツス 油プー		ク五 マル
フエツ ケルン 油ゾ ンチ ンブル		ク三 マル
メン油 都テ 桶入 ノモ ノ		ク三 マル
三桶入 ノヨ リー ベン 油ハ 官印 ヲ以		無 税

國境税表

テ齧取シタルコトヲ證シタルモノ	四マル	ク三 マル
四其他桶入ノ油ハ	四 マル	ク三 マル
五タルム油及ヒコー コスヌ ツス油	二 マル	無 税
固リタル物	無 税	無 税
(ロ)油精油ノ製造ヨリ出タル物ニテ 固マリ又ハ挽キタルモノ	無 税	無 税
(ハ)脂肪		
一豚、雁ノ脂肪	十 マル	無 税
二ステヤリン、パ ルミチ ーソ パラ ヒ	八 マル	蠟 無 税 其他 三 マル
三魚油魚ノ肝油	三 マル	魚 油二 マル ク 肝油 三 マル

四 其他ノ動物ノ脂肪

番號 二十七號

紙及ヒ紙製ノ物

(イ)古切ヨリ製シタル晒シタルカ晒
ラサ、ル鹿紙

(ロ)木、葉、エスバルト「其他ノ木ノ皮ヨ
リ紙製造ノ爲メ用フル晒シタルカ
晒ラサ、ル物質鼠色ノ字消ケシ紙

黄色ナル葉製ノ鹿紙「パツペー」ガ
ラ
ンツパツペー、レイデル「パツペー」ガ
ラ
除ク「シ」フエルパヒールヨリ製シ
タル板紙他ノ物質ヲ混セス砥石紙
磨キ紙蠟取紙即効紙

七百四十二
ク二マル 無稅

無稅 無稅
ク一マル 無稅

國境稅表

(ハ)包ミ紙(ロ)(ニ)ニ含マサル物ニシ テ鹿ナルモノ	(ニ)包ミ紙(光澤ノアル物)「ガラシツパ ペー」レ「デパツペー」印刷ヨリ出タ ル立チ屑	(ホ)印刷用ノ紙、文書ヲ記スヘキ紙、字 消紙、薄葉、石版ヨリ寫取リタル紙印 刷シタル紙、計算ニ用フル野入りノ 紙、賣入品物等ヲ記シタル商品ニ張 付クル紙、荷物運送狀爲換券ニ用フ ヘキ紙、金銀紙、金銀箔ヲ置キタル紙 形ヲ打込ミタル紙並ニ是等ノ紙ノ 紙切レ「マール」パツペー	(ヘ)一紙ヨリ製シタル物品、木又ハ鐵
--------------------------------	---	--	--------------------

ク四マル	ク六マル	ク十マル	ク四マル
船製ヨ シタル 鹿紙 他無稅	紙ハ無稅 他無稅	稅物ハ 他無稅	紙ハ無稅 他無稅
ク四マル	ク四マル	ク四マル	ク四マル
船製ヨ シタル 鹿紙 他無稅	稅物ハ 他無稅	紙ハ無稅 他無稅	紙ハ無稅 他無稅

二紙又ハバツペーヨリ製シタル物 品ノ一又ハ三ニ含マサルモノ 三他ノ物質ト結付ケタル紙製ノ物 第二十號ニ含マサルモノ形タ紙	ニ結付ケタルモノ併ナカラ塗ラ サルモノ	番號 二十八號
毛皮細工物 （イ）毛皮ヲ裏ニシテ表テノ付キタル 羽織皮帽子手袋裏付ノ毛ノ掛ケ物 毛皮ノ裏縁ノ二重ナル物 （ロ）表テノ付カサル羊ノ毛皮ノ羽織 并ニ毛ヲ白クシ又ハ色ヲ付ケタル 裏ヲ付ケサル「ア」ンゴラ「皮」羊皮裏ヲ		番號 二十八號

ク	ク	ク	ク
十二マ ルク	二十四 マルク	百五十 マルク	六マル ク
八マル ク	形紙八 マルク 其他ハ 二十四 マルク	六十六 マルク	無 税

七百四十四

付ケサル皮ノ掛物毛ノ裏縁ノ一重 ナル物	番號 二十九號
ペー「ト」ロリヨーム「エ」ールドヨール及 石炭油 ヒ地中ヨリ出ル油ニシテ別段名ツケ サル物「已」ニ精製シ又ハ未タ手ヲ入レ サルモノ 一上院ハ燈明ノ爲メ製造スルヨリ ハ外ノ目的ノ爲メ用フル地中ヨ リ出ル油ヲ検査ノ上税ヲ免スル コヲ得 二上院ハ石炭油ノ税ヲ「バレイ」ノ重 キ目方ニ從テ税ヲ取ルコヲ得	番號 三十號

ク	ク
六マル ク	無 税

國境稅表

七百四十五

絹及ヒ絹製ノ物

(イ) 繭生糸練糸屑ヨリ製シタル糸(練リタルト練ラサルトアリ)都テ色ヲ付ケサルモノ又ハ色ヲ付ケタルモノ、屑

(ロ) 真綿

(ハ) 染付ケタル絹糸ヲセイ

紐

(ニ) 生糸ノ練合せ糸(縫物用ノ糸又ハ卸ニ着セル糸)色ヲ付ケタルモノ又ハ付ケサルモノ

(ホ) 絹糸又ハ屑糸ヨリ製シタル物又ハ金銀ヲ練合せタルモノ又ハ他ノ

七百四十六

無税	無税	二十六マルク	二十四マルク	六百マルク
無税	二十四マルク	生糸ノ練リ合セ糸ハ無税其	他ノ物ハ二十四マルク	一部絹ヨリ製シタル

糸ト金銀糸ヲ組合セテ製シタル物(衣類ノ飾線ニ付クル物(全部又ハ一部)絹ヲ用ヒタルモノ)

チユレイ(色ヲ付クルト付ケサルト又ハ形ヲ付ケサルモノ)

(ハ) 都テ(ホ)ニ含マサル物品(絹カ又ハ屑糸ト木綿毛、麻其動植物性ノ物質ト結付ケタルモノ)

一 絹屑ニテ製シタル麁粗ナル織物ニシテ包ミ麻切ノ如クシテ印刷又ハ磨キニ用フヘキ物又ハ他ノ糸ト結付ケタルモノ

國境稅表

七百四十七

二百五ク	三百マルク	十マルク	十マルク
スピン等ハ百八ク	百八十マルク	四マルク	四マルク

二他ノ糸ノ内ニ絹糸ヲ繰リ込ミ共
心ト爲ラサルモハ別ニ絹稅ヲ取
ラス

番號 三十一號

サボン、香水香油

(イ)塗用サボン

(ロ)堅キサボン(ハ)ニ含まサルモノ

(ハ)小板、丸包ミタルモノ、入りタルモノ、等、一切香氣ヲ含ミタルサボン

(ニ)香水入鬘付、油燒耐製ニ非サル香水少クモ十キロガラムノ重サアル

入物ニ入りタルモノ

(ホ)都テ其他ノ化粧品

七百四十八

五マル	五マル	十マル	三十マル	二十マル	百マル
ク	ク	ク	ル	ル	ク
五マル	五マル	五マル	十二マル	二十マル	二十マル
ク	ク	ク	ル	ル	ク

番號 三十二號

「カルタ」ハ稅ノ外ニ
花牌

番號 三十三號

石及ヒ石ノ製造物

(イ)石(切出シタルモノ)火打石、白石(鐵輪ノ付キタルモノ)又ハ付カサルモノ

(ニ)一切ノ砥石、礮石、細工物(例へハ柱

溝管、水磐等)アラバステル及ヒマル

モル細工ヲ除クマルモル製ノシユ

ツセル等

(ロ)家根石瓦、石版

(ハ)寶石又ハ偽物、珊瑚(細工シタル物)

眞珠(都テ他ノ物ニ結付サルモノ)細

惣目方
百キロ
グラム
ニ付

六十マル	六十マル	無稅	無稅
ル	ル		
六十マル	六十マル	無稅	無稅
ル	ル		
六十マル	六十マル	無稅	無稅
ル	ル		

國稅表

七百四十九

工ヲ爲シタル寶石ニ次ク石又ハ之ヨリ製シタル物ニシテ第二十號ニ含マサルモノ

(ニ)石ヨリ製シタル其他ノ物品「人ノ像ヲ除ク」

一他ノ物質ト結付サルモノ又ハ塗リ磨ナキ木又ハ鐵ト結付ケタルモノ挽キ割リタル石版ニシテ木ノ縁アルモノ又ハ塗リ磨キヲ掛ケタルモノ

二他ノ物質ト結付ケ第二十號ニ含マサルモノ

七百五十

ニ次ク	石ハ四	十八	他ハ無	税
セルベ	ンチ	ユブス	チユエ	石版
ンチ	ンチ	石	リ製	タルハ
タル	他ハ無	税	一	マルク
ニ次ク	石ハ四	十八	他ハ無	税
セルベ	ンチ	ユブス	チユエ	石版
ンチ	ンチ	石	リ製	タルハ
タル	他ハ無	税	一	マルク

番號	三十四號
	石炭、石炭屑、土炭
番號	三十五號
	<p>藁脱皮製ノ物</p> <p>(イ)木皮、藁、葎、根、葎ヨリシタル煙及ヒ、敷物其他葎細工ノ色ヲ付ケ又ハ付ケサルモノ</p> <p>(ロ)藁繩</p> <p>(ハ)都テ(イ)(ニ)ニ含マサル藁脱皮製ノ物特ニ藁脱皮ヨリ編ミタル物丸藁ヨリ製シタル敷物垂簾(イ)(ハ)ニ名ケタル藁脱皮製ノ物ノ他ノ物質ト結付ケ第二十號ニ含マサルモノ</p>

無税	無税	三マル	十八	二十四
無税	無税	ク	マルク	マルク
無税	無税	ク	マルク	マルク

國境稅表

七百五十一

	番號					
	三十六號	(ニ)藁葎葦木皮鯨骨棕櫚ノ葉剝木ヨリ製シタル笠 一 縁ナキ笠 二 縁取り笠	同	付一箇ニ ニヒ	水ノヘ ギヨリ 製シタル ル笠無 税其他 ノ物ハ 百キロ ガラム ニ付二 十四マ ルク	
	三十七號	(ホ)一切ノ編ミ物 毛、麻、木綿ノ織リタル物ヲ造リタル笠ハ藁笠ト同様ニ看做ス	同	四十ヘ ニヒ	百八十 マルク	
或 テハ テイル ベル	三十八號	(イ)壁ニ用フル石、火ニ強キ石、瓦、筒壺 「素焼」ノモ (ロ)焼付ケタル瓦、壁用ノ石、焼付ケノ壁大工ノ用ユル土器ノ飭物又「テラコッタ」ヨリ製シタル飭物、シユメル			九十マ ルク	無 税
					九十マ ルク	無 税

七百五十二

	番號					
	三十七號	動物及ヒ動物ノ造リタル物外ニ別段ニ掲ケサル物 (イ)生活スル動物及ヒ動物ノ造リタル物外ニ別ニ掲ケサル物、新鮮ナル魚生活スル蜂ノ巢 (ロ)卵				
	三十八號	土器 (イ)壁ニ用フル石、火ニ強キ石、瓦、筒壺 「素焼」ノモ (ロ)焼付ケタル瓦、壁用ノ石、焼付ケノ壁大工ノ用ユル土器ノ飭物又「テラコッタ」ヨリ製シタル飭物、シユメル				

國境稅表

七百五十三

ツチーゲル「藥ヲ掛ケタル土器」ムツ
 ヘルン「カツプセル」レトール「板
 瓶等暖爐。烟管。燒付ケタル壺類
 (ハ)其他ノ土器但陶器ヲ除ク
 一 一色ヲ付ケタルカ或ハ白ノ土器
 又ハ「テラコッタ」ヨリ製シタル上
 等ノ品
 二 二色以上ノ色ヲ付ケタルカ又ハ
 縁ヲ付ケタルカ又ハ形ヲ付ケタ
 ルカ又ハ繪ヲ描キタルカ或ハ金
 銀ヲ掛ケタルモノ又ハ他ノ物質
 ト結付ケ第二十號ニ含マサルモ

十マル
 間無税

十六マル
 他ノ物
 質ト結
 付ケタル
 十四マル
 他ノ物
 質ト結
 付ケタル
 二十マル

番號 三十九號	獸類 收畜スル	(イ)馬 マウル驢馬、マウルチーレ、驢馬 馬、マウル驢馬、マウルチーレ、驢馬 ノ乳香子	付一頭ニ ク十マル	無税
		(ロ)スチーエル、キウ 牝牛	付一頭ニ ク六マル	無税
		(ハ)食用ノ牝牛 シクセン	付一頭ニ ク二十マル	無税
			付一頭ニ ク十四マル	有筋ノ 色スル ハ十 ル共 他ノ物 質ト結 付ケタル 十四 マル
			付一頭ニ ク十四マル	有筋ノ 色スル ハ十 ル共 他ノ物 質ト結 付ケタル 十四 マル

國境稅表

番號	(ニ)二年ノ以下ノ幼獸	付一頭ニ	四マル	無稅
	(ホ)六週以下ノ兒牛	付一頭ニ	二マル	無稅
番號	(ヘ)豚	付一頭ニ	二マル	無稅
	(ト)十キログラム以下ノ兒豚	付一頭ニ	二マル	無稅
番號	(チ)羊	付一頭ニ	三十五	無稅
	(リ)羊ノ子	付一頭ニ	三十五	無稅
番號	(ヌ)綿羊	付一頭ニ	五十	無稅
	四十號	付一頭ニ	五十	無稅
番號	蠟引ノ麻、蠟引ノムセリン、蠟引ノ「ダフ」	付一頭ニ	三十	無稅
	(イ)粗糸ナル蠟引ノ麻「包」ニ用フルモノ	付一頭ニ	四十	無稅

七百五十六

番號	(ロ)其他ノ物。蠟引ノ革。木表紙ノ用ニ スル蠟引ノ麻	三十マ ル	十二マ ル	無稅
	(ハ)蠟引ノムセリン。蠟引ノ「ダフ」	五十マ ル	十二マ ル	無稅
番號	四十號	三十マ ル	十二マ ル	無稅
	毛他ニ掲ケサル動物ノ毛モ含蓄ス並 ニ毛織物	無稅	無稅	無稅
番號	(イ)毛「荒毛」色付ケ毛染分ケ毛「其他」ノ 長毛「荒毛」解タル毛色付ケ毛「蠟」ニ造 リタルモノ	無稅	無稅	無稅
	(ロ)解キタル毛	無稅	無稅	無稅
番號	(ハ)毛糸又ハ其他ノ糸ニ造ルヘキ物 質ト結付タルモノ「木綿ヲ除ク」	二マル	無稅	無稅
	一牛ノ毛ヨリ製シタル糸「一筋線」二 筋線「牛ノ毛ヨリ造リタル綿	三マル	無稅	無稅

國境稅表

七百五十七

二ゲナーベス糸モハイル糸アルバ
カ糸

(イ)一筋繰ノ色付ケサルカ又ハ色ヲ
付ケタルモノ又ハ二筋ノ色ヲ付
ケサルモノ

(ロ)二筋繰ノ色ヲ付ケタル糸

三筋繰ノ色ヲ付ケタルモノ又ハ
付ケサルモノ

三他ノ糸

(イ)粗糸ニシテ一筋ノ荒糸

(ロ)二筋繰ノ荒糸

(ハ)晒シタル又ハ色付ケタル一筋糸

七百五十八

税

三マル	三マル	三マル	三マル	三マル	三マル
ク	ク	ク	ク	ク	ク
二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四
マル	マル	マル	マル	マル	マル
ク	ク	ク	ク	ク	ク
八マル	十マル	十マル	十二マル	十二マル	十二マル
ク	ク	ク	ク	ク	ク
三マル	三マル	三マル	三マル	三マル	三マル
ク	ク	ク	ク	ク	ク

(ニ)晒シタル又ハ色付タル二筋糸又
ハ三筋以上ノ糸荒又ハ晒又ハ色付
ケタルモノ

(二)毛織又ハ木綿麻金糸ト結付ケタ
ルモノ

一テールブル掛ケノ縁

二粗鹿ナル色付ケサル毛織物

三色付タルカ又ハ付ケサル牛ノ毛
ヲ混シタル敷物

四第二ニ含まサル毛織物。毛織製ノ
物品。履足袋、敷物。是等ノ物ハ毛又
ハ長毛ヨリ造リタル物ヲ云フ。牛
馬ノ長毛ヲ除ク又ハ其他植物性

國境稅表

七百五十九

二十四	二十四	三マル	無稅	無稅	無稅
マル	マル	ク	ク	ク	ク
二十四	二十四	三マル	三マル	三マル	三マル
マル	マル	ク	ク	ク	ク
百	百	百	百	百	百
ク	ク	ク	ク	ク	ク
粗鹿	粗鹿	粗鹿	粗鹿	粗鹿	粗鹿
ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ
製	製	製	製	製	製
品	品	品	品	品	品
ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
品	品	品	品	品	品
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
物	物	物	物	物	物
製	製	製	製	製	製
物	物	物	物	物	物
製	製	製	製	製	製
物	物	物	物	物	物
製	製	製	製	製	製
物	物	物	物	物	物

ノ糸ニ用フル物質ト結付ケタルモノ

五第七ニ屬セサル織物ヨリ製シタルモノ

六敷物ニ非サル織物房及釦類毛

ロード金糸ヲ混シタル線系
リユツセ

七スピツセン、チユル、スチツケライ
ヘン、三色又ハ四色ノ色ヲ有スル
シユソルチユールヘル用女フル衣類ニ
八五色以上ノシユワルチユールヘル

七百六十

シタルモノハ
六十マ
ル共
他ノ物
ハ六十
マルク

毛織物
百五十
マルク

其他ノ
物ハ百
二十マ
ルク

三百マ
ルク

百八十
マルク

四百五

番號	番號
四十二號	四十三號
チンキ、鉛錫ヲ混シタル物並ニ此等ヨ リ製シタル物	(ニ)精選ナルチンキ器物、漆ヲ塗リタ ルモノ他ノ物質ト結付ケ第二十號 ニ含マサルモノ
(イ)荒キトタン、トタンノ片	
(ロ)延ヘトタン	
(ハ)粗鹿ナルトタン製ノ物又ハ木鐵 鉛錫ニ結付ケタルモノ「磨キ漆ヲ塗 ラス」線	

十マル

無税

三マル

六マル

二十四マルク

二十四マルク

無税

無税

無税

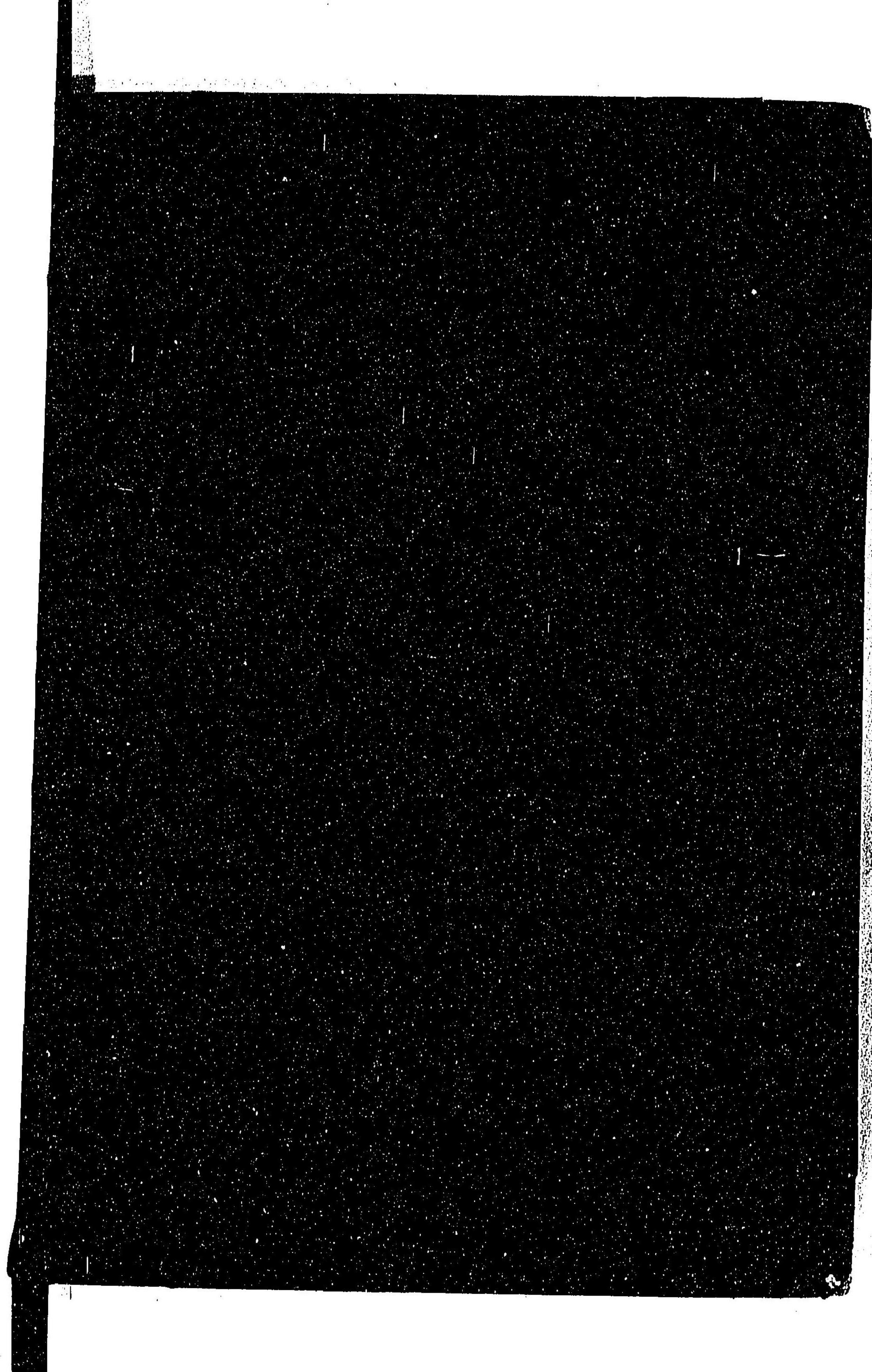
國境稅表

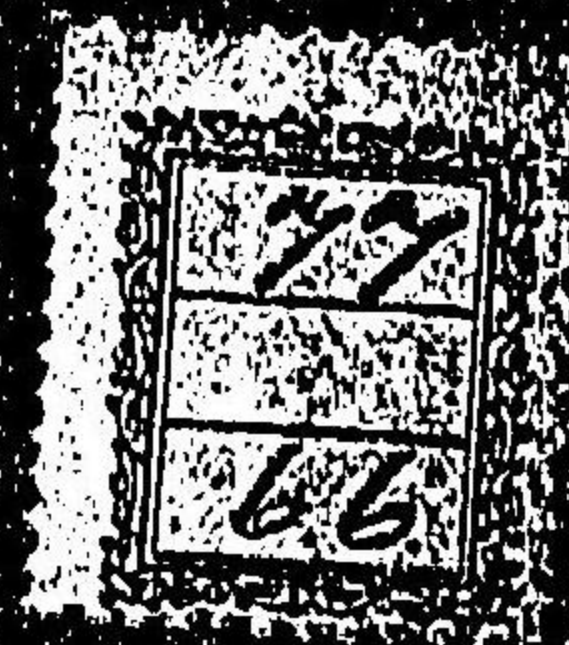
15/12/37

錫鉛スピースガラソツ又ハトタンヲ 混シタルモノ並ニ此等ヨリ製シタル 物件	(イ) 荒錫錫ノ片	(ロ) 延ハシ錫	(ハ) 粗鹿ナル錫製ノ物又木鐵鉛トタ ント結付ケタルモノ「磨キ漆ヲ塗ラ サルモノ線	(ニ) 精選ナル錫製ノ物又ハ漆ヲ塗リ タルモノ又他ノ物質ト結付ケ第二 十號ニ含マサルモノ
	無税 無税	三マル 無税	六マル 無税	二十四マル 二十四マル

七百六十二

MS. A. 9. 2. 11
99
66





031066-007-1

CG3-3-01

独逸法律書

内務省総務局

M21

BBC-0664



